

# 渡嘉敷村第 5 次総合計画 基本構想・基本計画 (案)



令和 5 年 1 月  
渡嘉敷村



# 目 次

## I はじめに

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 01 渡嘉敷村の姿.....                   | 1  |
| 1. 位置と地勢.....                    | 1  |
| 2. 歴史と文化.....                    | 2  |
| 3. 村民憲章 .....                    | 2  |
| 02 計画の基本事項.....                  | 3  |
| 1. 計画策定の趣旨 .....                 | 3  |
| 2. 計画の位置づけ .....                 | 4  |
| 3. 計画の構成と期間.....                 | 5  |
| 03 社会の動き .....                   | 6  |
| 1. SDG s 等持続可能な社会をめざす機運の高まり..... | 6  |
| 04 渡嘉敷村の現状.....                  | 8  |
| 1. 人口や年齢構成について .....             | 8  |
| 2. 景観形成について .....                | 12 |
| 3. 慶良間諸島国立公園区域及び公園計画 .....       | 14 |
| 4. 産業について .....                  | 16 |

## II 基本構想

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 01 むらづくりの基本理念 .....     | 19 |
| 02 むらの将来像.....          | 20 |
| 03 むらづくりの枠組み.....       | 21 |
| 1. 将来人口の予測と人口フレーム ..... | 21 |
| 2. 土地利用の方針 .....        | 23 |

## III 基本計画

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 01 基本計画の概要.....             | 27 |
| 02 基本計画.....                | 28 |
| みんなでつくる、希望と活力にあふれる碧島 .....  | 28 |
| 1. 農業の振興.....               | 28 |
| 2. 林業の振興.....               | 32 |
| 3. 水産業の振興 .....             | 34 |
| 4. 商業・生産業の振興 .....          | 36 |
| 5. 観光産業の振興 .....            | 38 |
| 心豊かに、安心・安全に暮らせる碧島 .....     | 41 |
| 1. 安全・安心対策の充実.....          | 41 |
| 2. 交通・情報ネットワークの整備.....      | 45 |
| 3. 住宅と集落の整備 .....           | 48 |
| 4. 保健・医療の充実.....            | 50 |
| 5. 高齢者・障がい者福祉・地域福祉の充実 ..... | 53 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 6. 子育て支援の充実.....                | 57 |
| 多様な能力を発揮し、未来を拓く碧島.....          | 59 |
| 1. 幼児・学校教育の充実.....              | 59 |
| 2. 安心して学べる学習環境の整備・充実.....       | 63 |
| 3. 生涯学習・スポーツの振興.....            | 64 |
| 4. 地域文化の継承・創造.....              | 67 |
| 渡嘉敷らしい自然と景観、環境を大切にする碧島.....     | 69 |
| 1. 国立公園にふさわしい環境保全と循環型社会の形成..... | 69 |
| 2. 上下水道の整備・運営.....              | 73 |
| 3. 景観の保全・形成.....                | 75 |
| 協働の碧島.....                      | 76 |
| 1. 村民主体のむらづくりの推進.....           | 76 |
| 2. 誰もが自分らしく活躍できる社会の形成.....      | 79 |
| 3. 自治体運営の推進.....                | 81 |



# I はじめに





# 01 渡嘉敷村の姿

## 1. 位置と地勢

渡嘉敷村は、沖縄本島那覇市の西方に点在する島々、慶良間諸島に属し、島尻郡の一村です。渡嘉敷島は、慶良間諸島の中で一番大きな島が渡嘉敷島で南北 9 km、東西 2.8 km、周囲 25 km、面積 15.8 km<sup>2</sup>の南北に細長い島で、ほかに前島、儀志布島、ナガンヌ島、ウン島、黒島、神山島、中島、ハテ島、離島、城島、シマ（前島北）、クエフ島、地自津留島など大小十余の無人島を含めて、総面積 19.23 平方キロメートルで渡嘉敷村は形成されています。

渡嘉敷島は、中央部から北側にかけて 200 メートルを越す山々が連なり、その間にあるわずかな低地に渡嘉敷集落が形成されており、島の南側にかけてはだんだんと低くなっており南向きに開けたビーチの近くには阿波連集落が形成されています。中央の低地を除けば、山の急斜面や絶壁が海に迫り、険しい海岸線の所々に砂浜が形成されリーフが広がっています。海から望むと山がちな渡嘉敷島は中央部に阿良利山（海拔 210.5 メートル）、北に赤間山（227.3 メートル、国立沖縄青少年交流の家が所在）など、山深く溪谷が多いため水量が豊かで、古くから稲作が行われてきました。

渡嘉敷島の海岸線の大部分と儀志布島、離島、黒島、ハテ島、中島、城島等の無人島が慶良間諸島国立公園に指定され、自然環境の保全が図られています。

村への交通機関として、村営の定期船「フェリーとかしき」（70 分）と高速船「マリンライナーとかしき」（35 分）が毎日運航し、那覇（泊港）から短時間で島へ渡ることが出来ます。



## 2. 歴史と文化

周囲を海に囲まれた本村では、古くから海上交易が盛んでした。

江戸時代には、幕府の統制力の拡大を背景に幕藩体制に組み入れられましたが、1879 年（明治 12 年）の廃藩置県で沖縄県がおかれると、翌年にはそれまで座間味間切に駐在して渡嘉敷と座間味の両間切の行政を監督していた在勤官が廃止され、渡嘉敷は那覇役所長の統治下におかれました。

1896 年（明治 29 年）には那覇市役所長の統治から離れ、島尻郡役所の行政区域に編入され間切長は郡長推薦で知事から任命されるようになりました。

1908 年（明治 41 年）、地方制度の改正で沖縄県島尻郡渡嘉敷村となり、間切長は村長に改称され、1920 年（対象 9 年）一般町村制が施行されました。

1903 年（明治 36 年）には鰹漁業が創業され徐々に規模を拡大し、1928（昭和 3 年）には 20t 級の鰹漁船 2 隻が建造され、また、慶良間薪（キラマダムン）の生産などで活況を呈しました。

1941 年（昭和 16 年）12 月に太平洋戦争が勃発し、1945 年（昭和 20 年）3 月 23 日の正午過ぎから始まった米軍艦載機の空襲では、集落のほとんどが焼失し、全島が山火事となりました。その後も砲爆撃は続き 3 月 27 日に米軍は渡嘉敷島に上陸、翌 3 月 28 日の住民の集団自決では 330 人もの尊い命が奪われました。

戦後は、27 年間にわたって米軍の施政権下におかれ、1972 年（昭和 47 年）に日本復帰を果たしました。

## 3. 村民憲章

本村では、伝統や自然環境を守り、島の暮らしを豊かにしていくために、住民の総意による申し合わせとして「渡嘉敷村住民憲章」を定めています。

1 「生活の安定した住みよい、明るい村にしたい」という我等のねがいを実現しよう。

2 自然を愛し、誰からも愛される豊かな郷土にしよう。

3 みんなで話し合って決め、一体となって喜びを分かち合う美しい人情を持ち続けよう。

## 02 計画の基本事項

### 1. 計画策定の趣旨

平成 25 年度の「渡嘉敷村第 4 次総合計画」の策定以降、全国的に少子高齢化・人口減少のさらなる進行、それに伴う地域経済の縮小等、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、時代の潮流を的確に把握することはもとより、高度化・多様化している住民ニーズを的確に把握するとともに、住民参画・住民協働のむらづくりを進め、より一層効果的・戦略的に政策を展開することが必要となっています。

国では、地方分権推進計画に基づき、平成 23 年に地方自治法が改正され、市町村に課されている基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃されたことから、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても自治体が独自に判断することとなりました。その中で、総合計画に住民参加や評価のしくみを組み込み、独自のまちづくりを行っていくことが主流になりつつあります。

一方、現在に至るまで、国土強靱化地域計画や公共施設等総合管理計画、地方創生に基づく人口ビジョン・総合戦略の策定等により、総合計画の位置づけや役割・機能があいまいになりつつあります。福祉、教育・文化、都市基盤それぞれの個別分野においては、法律の要請に基づく計画の充実化が図られ、総合計画には総合調整機能の発揮がより一層求められるようになりました。地方創生等も含めた個別の分野別計画の充実により、総合計画にはむら全体を見渡す調整機能・優先順位づけ・一覧性・上位性等がより一層求められています。

また、本村は人口減少や少子化が少しずつ進んでいます。こうした状況下での村政運営は、住民一人一人が村内で活躍できる場を増やしていくことが不可欠であり、住民の参画による「協働のむらづくり」が求められます。

したがって、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営の指針となるよう、「渡嘉敷村第 5 次総合計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定しました。

近年、少子高齢化・人口減少社会の到来や東日本大震災を契機とする安全安心に対する意識の高まり、グローバル化の急激な進展、経済環境の激変、環境問題、SDGs への取り組みなど我が国を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。

本村においては、これらの影響のほか、仕事づくりや雇用環境・定住環境の整備などの大きな課題に直面しています。

本村では、村の将来像を

「**住むひと、訪れるひと、幸せを実感できる碧島 渡嘉敷村**」

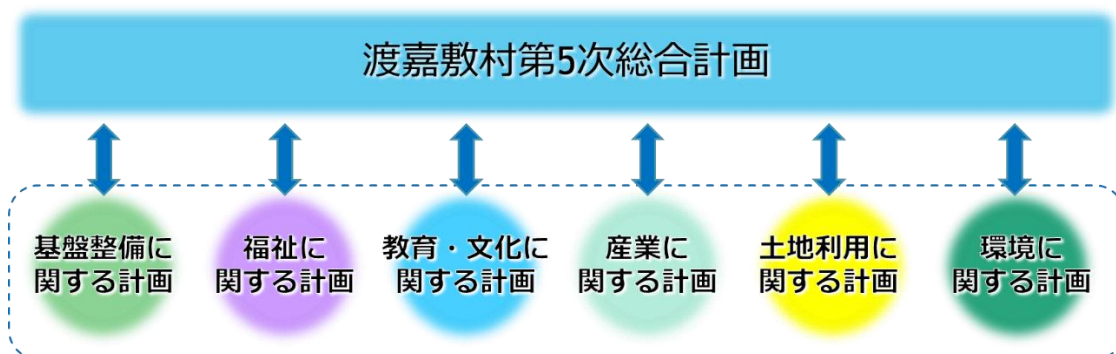
と定めた**第4次総合計画**が令和4年度で終了することから、令和5年度以降のむらづくりの指針となる**次期総合計画**を策定する必要があります。



第1次から第4次総合計画までのむらづくりの成果の上に、住民と行政の協働により、**渡嘉敷村の地域特性を活かした第5次総合計画の策定に取り組む**ものとします。

## 2. 計画の位置づけ

渡嘉敷村第5次総合計画は、「基盤整備」「福祉」「教育・文化」「産業」「土地利用」「環境」など、むらづくりに関わる各分野それぞれにおいて、基本方針や基本計画などを示しています。その基本方針や基本計画に基づいて、むらづくりを実施していきます。

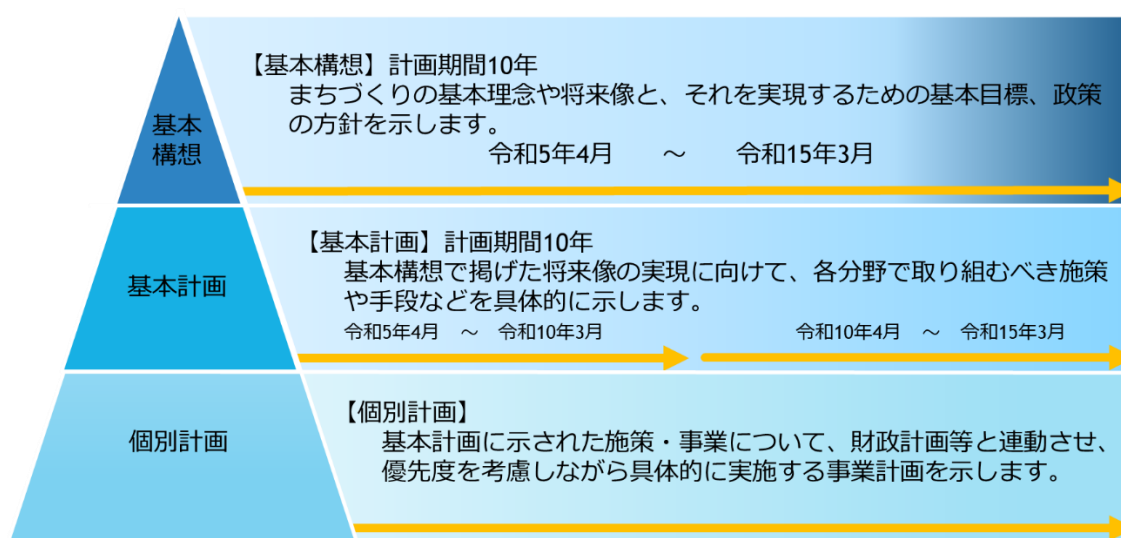




### 3. 計画の構成と期間

本村の総合計画は「基本構想」「基本計画」の2段階で構成されています。総合計画の理念を具体化する個別の施策については、各担当課における「個別計画」や業務の中で取り組んでまいります。

第5次総合計画は、令和5年度（2023年度）を初年度に、令和14年度（2032年度）を目標年度とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しの検討も行います。



## 03 社会の動き

### 1. SDGs等持続可能な社会をめざす機運の高まり

むらの将来像の実現にあたっては、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取り組みである持続可能な開発目標（SDGs）に共感し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。

国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標から構成される国際目標です。総合計画は、今後 10 年間の渡嘉敷村のむらづくりの羅針盤であり、むらづくりの核となるものであることから、計画中に SDGs の理念を取り入れ、「経済」、「社会」、「環境」のバランスをとりながら施策や取組の推進を通じて目標の達成を図ります。



※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015 年 9 月の国連で採択されたもので、国連加盟 193 カ国が 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成するために掲げた目標であり、環境、経済、社会それぞれの側面を統合的に向上させるため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。この目標の達成に向け、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、村民にも役割があり、それぞれが協力・連携しあうことが求められています。



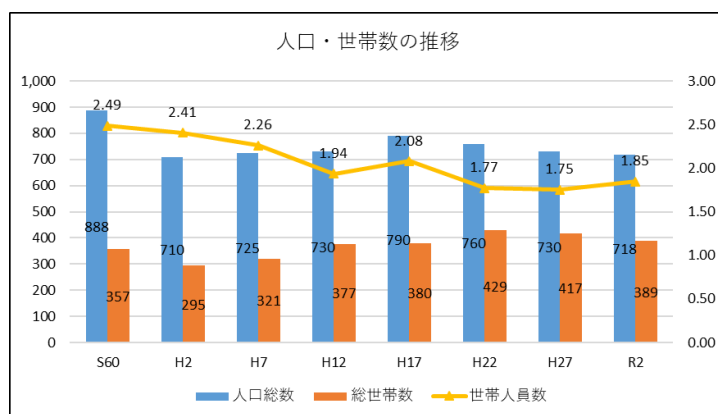
| 目標                 |  | 内容                                                                             |
|--------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1 貧困               |  | あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる                                                          |
| 2 飢餓               |  | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する                                         |
| 3 保健               |  | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                                               |
| 4 教育               |  | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                                          |
| 5 ジェンダー            |  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う                                             |
| 6 水・衛生             |  | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する                                                 |
| 7 エネルギー            |  | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する                                     |
| 8 経済成長と雇用          |  | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する              |
| 9 インフラ、産業化、イノベーション |  | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る                              |
| 10 不平等             |  | 国内及び各国家間の不平等を是正する                                                              |
| 11 持続可能な都市         |  | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する                                          |
| 12 持続可能な消費と生産      |  | 持続可能な消費生産形態を確保する                                                               |
| 13 気候変動            |  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる                                                     |
| 14 海洋資源            |  | 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する                                            |
| 15 陸上資源            |  | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する        |
| 16 平和              |  | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 17 実施手段            |  | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                       |

## 04 渡嘉敷村の現状

### 1. 人口や年齢構成について

#### (1) 人口・世帯数の推移

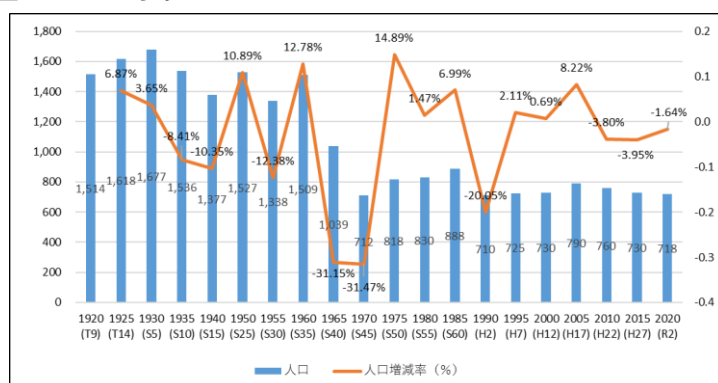
- 本村の近年の人口と世帯数の推移は、近年減少傾向にあります。
- 令和 2 年の国勢調査人口は 718 人となっています。
- 総世帯数は増加傾向にありましたが、平成 22 年以降は減少にあり、令和 2 年では 389 世帯でした。
- 世帯人員数は、長期的には減少傾向にあるものの、直近では増加しています。
- 以上のことから、人口の減少と核家族化の進行が伺えます。



(資料：総務省統計局「国勢調査」)

#### (2) 長期の人口推移

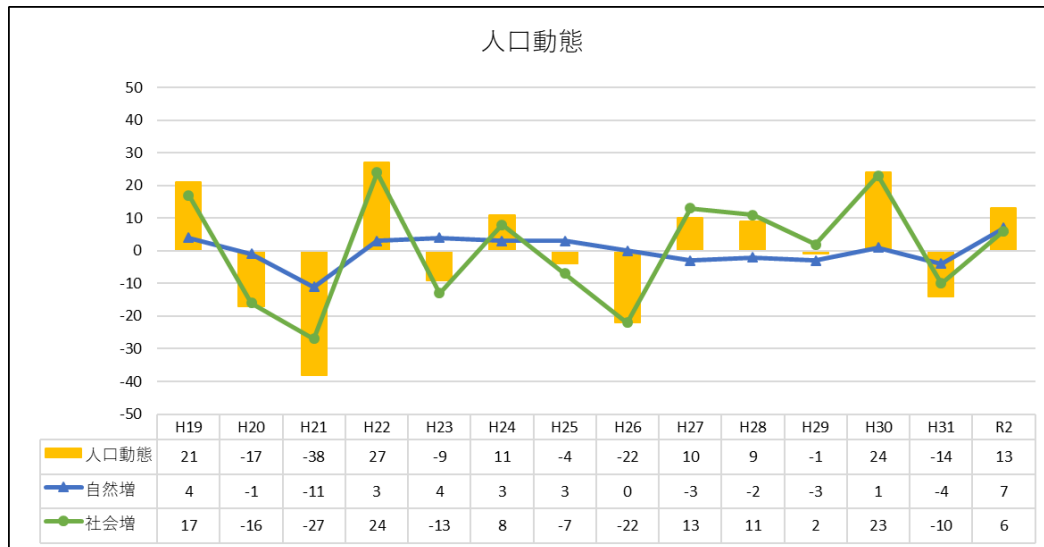
- 大正 9 年からの長期の人口推移を見ると、昭和 35 (1960) 年までの人口は 1,500 名程度で推移しているが、昭和 45 (1970) 年には 1,000 人を大きく割り込み 712 人となっています。
- 復帰後の昭和の時代は増加傾向に転じ 800 人台で推移していましたが、平成になってからは、700 人台の人口です。



(資料：総務省統計局「国勢調査」)

### (3) 人口動態

- 人口の増減を見ると、近年は人口の自然減（出生数より死亡者数が多い状態）が続いていましたが、令和２年には自然増に転じています。
- 社会増減を見ると、増減を繰り返しているものの、近年では社会増（転出者より転入者が多い状態）状況です。



資料：総務省「住民基本台帳人口、世帯数、人口動態（総計）」

### (4) 年齢別人口の推移

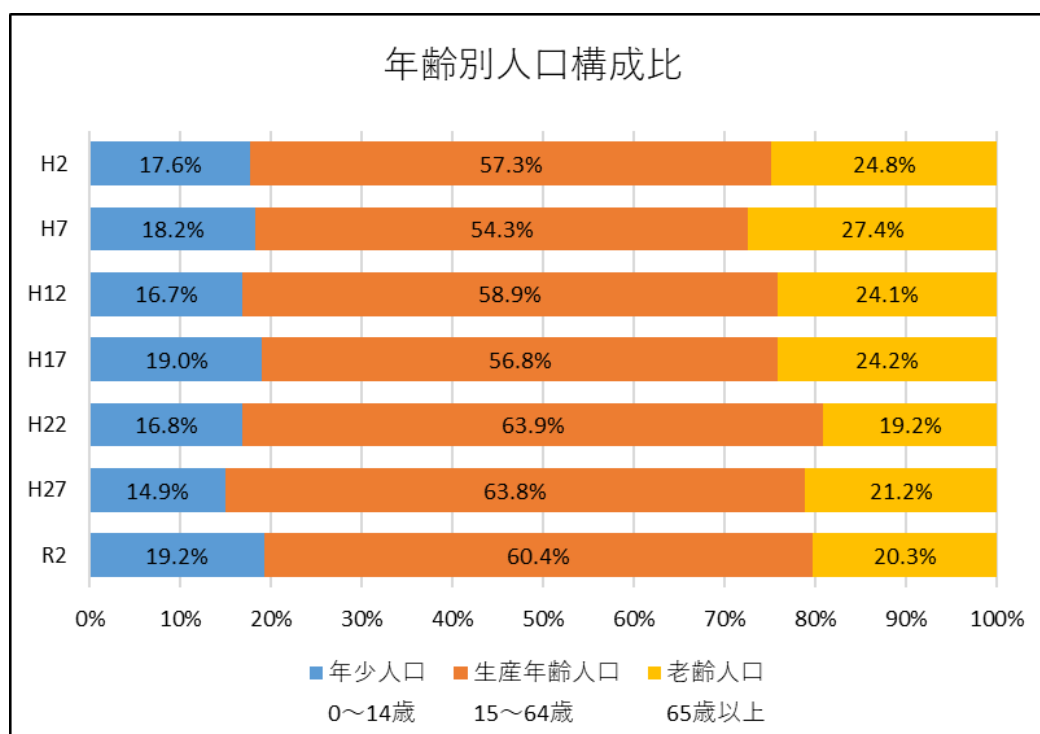
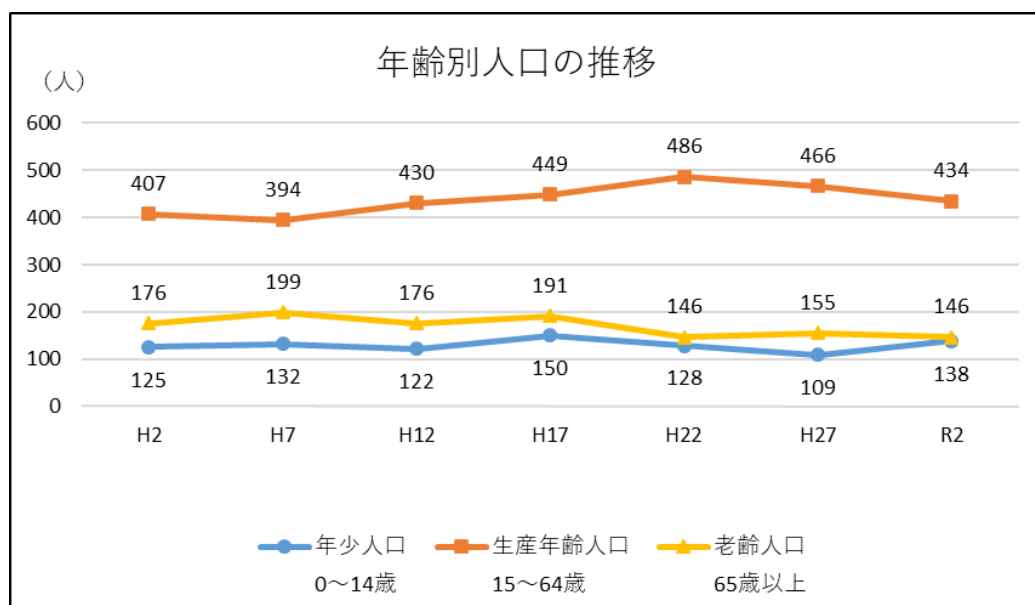
- 平成 27 年と令和 2 年を比較すると、年少人口（0～14 歳）が 29 人増加しており、構成比も沖縄県平均と比較して高くなっています。
- 生産年齢人口は、増減はあるものの、令和 2 年には大きく減少しています。

（単位：人、％）

|                  |     | H2    | H7    | H12    | H17   | H22    | H27    | R2    | R2沖縄県     |
|------------------|-----|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-----------|
| 年少人口<br>0～14歳    | 人口  | 125   | 132   | 122    | 150   | 128    | 109    | 138   | 243,943   |
|                  | 構成比 | 17.6% | 18.2% | 16.7%  | 19.0% | 16.8%  | 14.9%  | 19.2% | 16.6%     |
|                  | 増減率 | —     | 5.6%  | -7.6%  | 23.0% | -14.7% | -14.8% | 26.6% | —         |
| 生産年齢人口<br>15～64歳 | 人口  | 407   | 394   | 430    | 449   | 486    | 466    | 434   | 892,133   |
|                  | 構成比 | 57.3% | 54.3% | 58.9%  | 56.8% | 63.9%  | 63.8%  | 60.4% | 60.8%     |
|                  | 増減率 | —     | -3.2% | 9.1%   | 4.4%  | 8.2%   | -4.1%  | -6.9% | —         |
| 高齢人口<br>65歳以上    | 人口  | 176   | 199   | 176    | 191   | 146    | 155    | 146   | 331,404   |
|                  | 構成比 | 24.8% | 27.4% | 24.1%  | 24.2% | 19.2%  | 21.2%  | 20.3% | 22.6%     |
|                  | 増減率 | —     | 13.1% | -11.6% | 8.5%  | -23.6% | 6.2%   | -5.8% | —         |
| 総数               |     | 710   | 725   | 730    | 790   | 760    | 730    | 718   | 1,467,480 |

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

（資料：国勢調査）



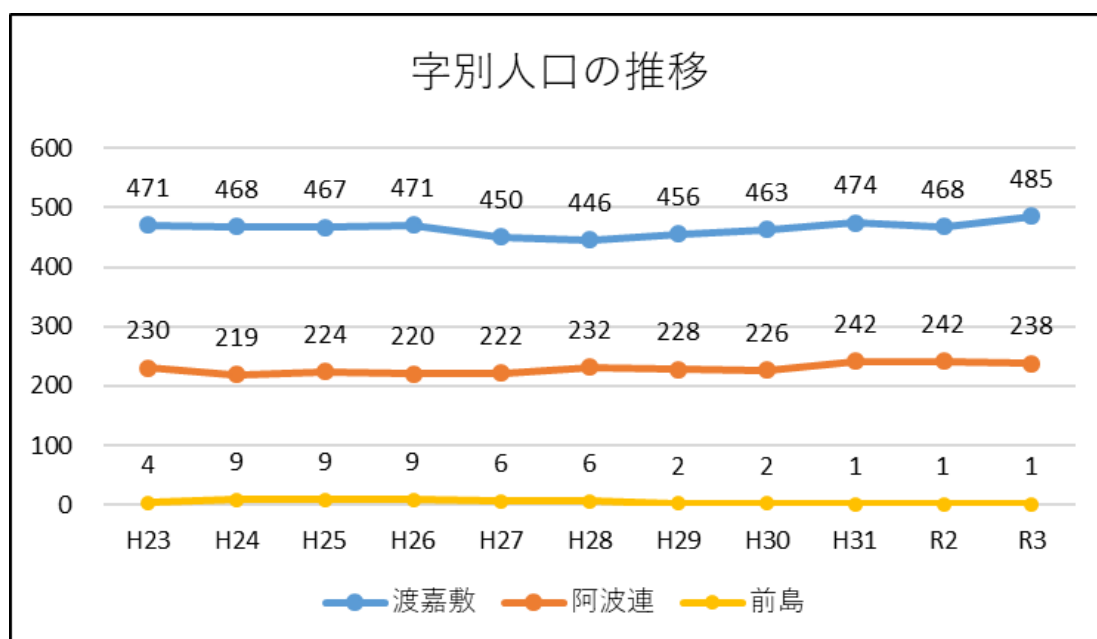
## (5) 字別人口の推移

- 字別の人口の推移を見ると、渡嘉敷で令和 3 年に大きく増加しています。
- 阿波連は近年増加傾向にありましたが、令和 3 年には減少しています。
- 前島は本統計の基準日以降に住民票が移されており、現状では住民登録はありません。

(単位：人)

|     | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 渡嘉敷 | 471 | 468 | 467 | 471 | 450 | 446 | 456 | 463 | 474 | 468 | 485 |
| 阿波連 | 230 | 219 | 224 | 220 | 222 | 232 | 228 | 226 | 242 | 242 | 238 |
| 前島  | 4   | 9   | 9   | 9   | 6   | 6   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |

(資料：市町村の町字別住民基本台帳人口及び世帯数)





## 2. 景観形成について

村では、令和 2 年 2 月に渡嘉敷村景観計画を策定し、景観行政団体として村の景観のづくりに取り組んでいます。

### (1) 景観形成の将来像

住むひと、訪れるひと、幸せを実感できる景観碧島づくり

### (2) 景観形成に関する全体方針

将来像の実現に向け、本村における良好な景観形成に関する基本方針を以下のように定めています。

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| 碧島の風景をまもる  | ①自然景観、歴史文化景観をももる<br>②眺望点をまもる                 |
| 碧島の風景を育てる  | ①もてなしの景観をそだてる<br>②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる |
| 碧島の風景におさめる | ①おさめる景観づくり                                   |

### (3) 景観計画区域における地区区分

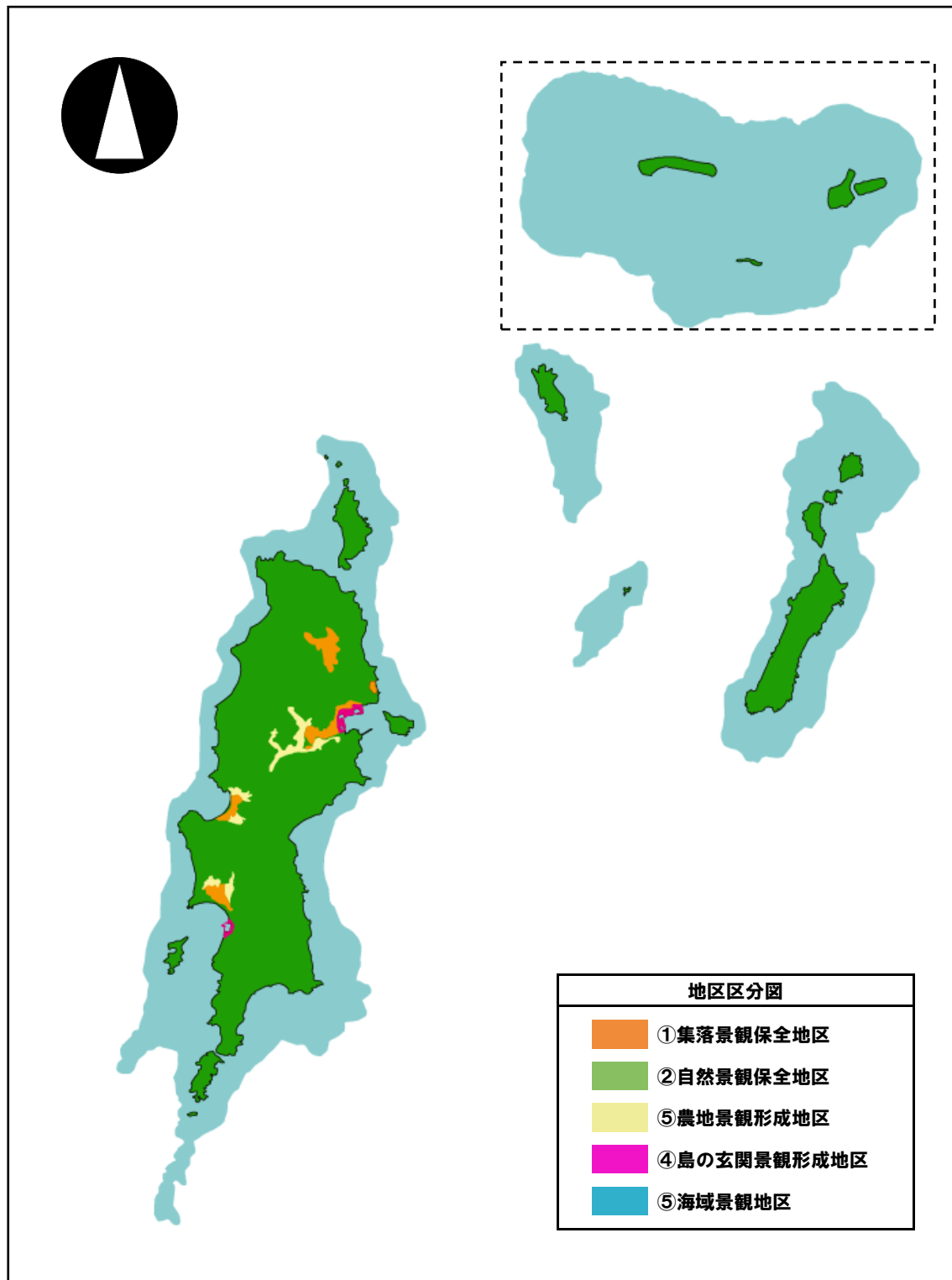
本村においては、島々及びその周辺海域でみられる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園地区を含む範囲とします。

土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の5地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成に関する基本方針を定めます。

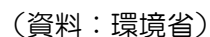
| 地区区分        | 地区の範囲                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①集落景観保全地区   | ○自然公園法において普通地域に指定されている区域<br>○土地利用に関する法的規制がなされていない区域<br>○陸域で下記の②～④の地区区分に含まれていない区域 |
| ②自然景観保全地区   | ○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域<br>○森林法に基づき保安林に指定されている区域<br>○ナガンヌ島、クエフ島、神山島の陸域  |
| ③農地景観形成地区   | ○農業振興法に基づく農用地区域として指定がなされている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域                                |
| ④島の玄関景観形成地区 | ○港湾及び漁港の区域                                                                       |
| ⑤海域景観地区     | ○自然公園法において海域公園地区に指定されている区域<br>○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲           |



図：景観計画区域と地区区分



渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島は、多様なサンゴ礁生態系、ザトウクジラの繁殖海域、ケラマブルーと称される透明度の高い海域、地殻変動に伴う沈降によって形成された多島海、サンゴを主体とした白い砂浜等、海から陸までの連続した多様な景観を有するとともに、それらと一体的な悠久の大地の歴史を刻む地形地質とその上に成り立つ島しょ亜熱帯生態系、長い歴史の中で育まれた民俗文化が色濃く反映された人文景観を有する地域である。本国立公園のテーマを、「美ら海慶良間―海と島がつくるケラマブルーの世界」とし、サンゴ礁、多島海、海食地形、海食崖、砂浜、岩礁、鯨類の繁殖海域の景観要素から成る風致景観の保護を図るとともに適正な利用を推進するため、公園計画を定める。



## (2) 国立公園地地種別面積

### ■ 国立公園地種別面積（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（単位：ha）

| 国立公園名 | 総面積   | 特別地域       |     |      |      |       |       |      | 計     | %    | 普通地域 | %   |
|-------|-------|------------|-----|------|------|-------|-------|------|-------|------|------|-----|
|       |       | 特別<br>保護地区 | %   | 第1種  | 第2種  | 第3種   | 第1～3種 | %    |       |      |      |     |
|       |       |            |     | 特別地域 | 特別地域 | 特別地域  | 小計    |      |       |      |      |     |
| 慶良間諸島 | 3,520 | 305        | 8.7 | 180  | 554  | 2,228 | 2,962 | 84.1 | 3,267 | 92.8 | 253  | 7.2 |

（資料：環境省）

### ■ 市町村別面積

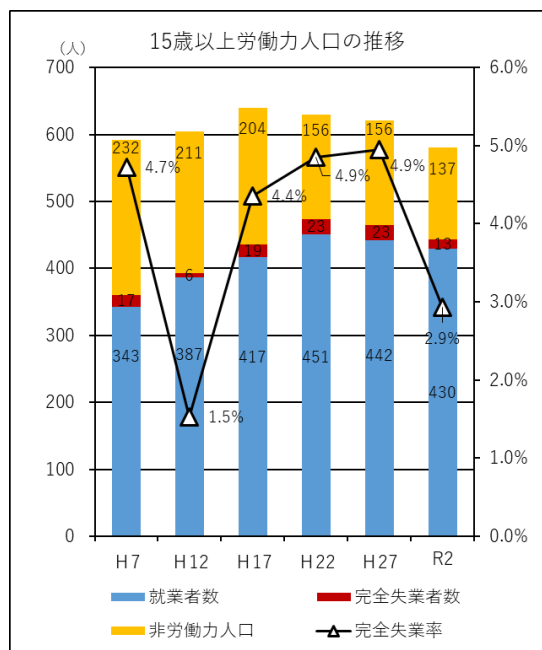
（単位：ha）

|      | 特別地域<br>（陸域） | 特別保護<br>地区<br>（陸域） | 海域公園<br>地区<br>（海域） | 普通地域 |        | 計      | 公園名           | 指定年月日   |
|------|--------------|--------------------|--------------------|------|--------|--------|---------------|---------|
|      |              |                    |                    | （陸域） | （海域）   |        |               |         |
| 渡嘉敷村 | 1,662        | 77                 | 8,290              | 153  | 82,185 | 93,995 | 慶良間諸島国<br>立公園 | H26.3.5 |
| 座間味村 | 1,300        | 228                |                    | 100  |        |        |               |         |

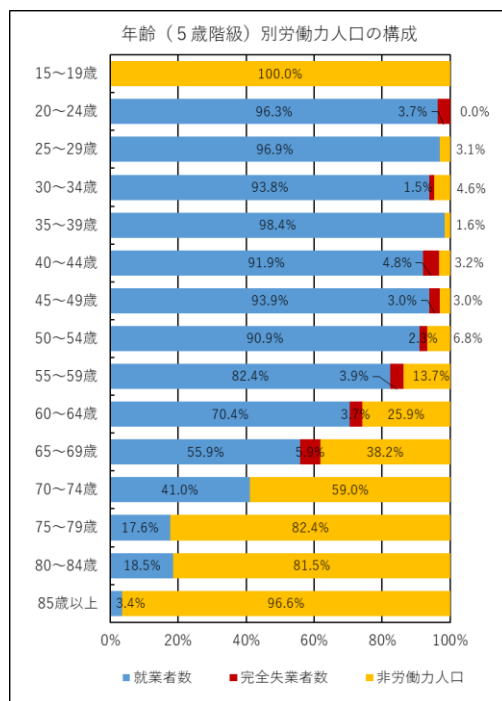
## 4. 産業について

### (1) 15 歳以上労働人口の推移と構成

- 15 歳以上労働人口の推移を見ると、増加傾向にあったものの、令和 2 年には減少しています。
- 年齢（5 歳階級）別労働人口の構成は、年齢が若くなるほど労働人口が多くなっています。また、69 歳以下で完全失業者が見られます。



(資料：国勢調査)

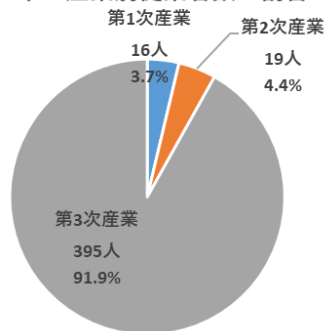


(資料：国勢調査)

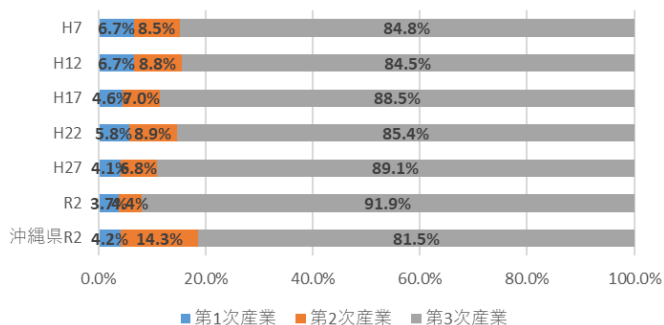
### (2) 産業別従業者数の割合と産業別人口構成比の推移

- 本村の産業構造は、第 3 次産業が 9 割を占め、沖縄県平均より 10% も高くなっています。これは、観光関連産業に従事する方が多いことを示していると思われます。
- 産業別人口構成比の推移を見ると、年々第 3 次産業の占める割合が増加しています。

R2年 産業別従業者数の割合

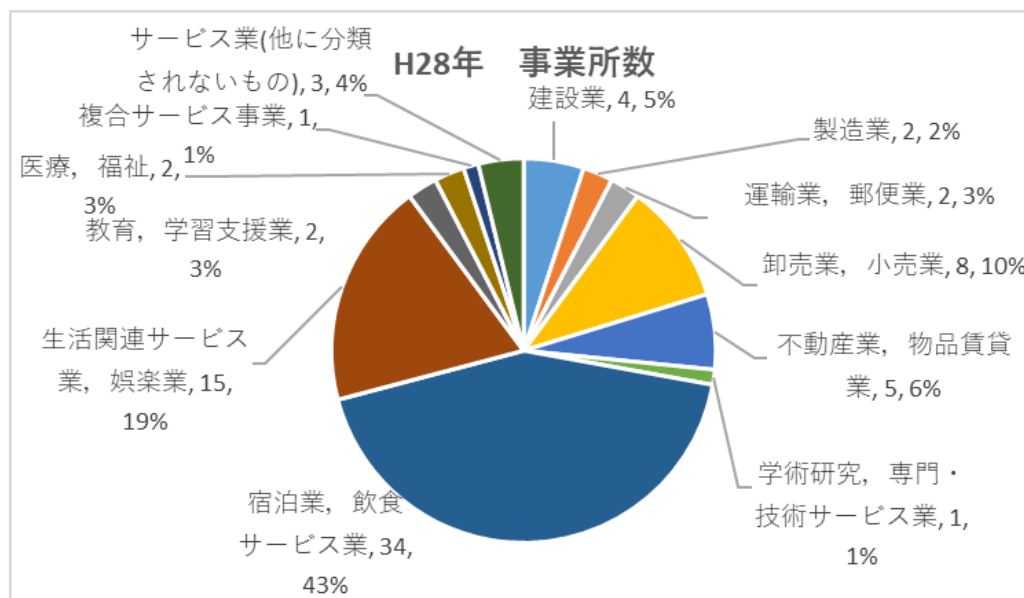


産業別人口構成比の推移



### (3) 村内の事業所数

- 村内では第3次産業に分類される事業所が多数を占めており、中でも最も多いのが「宿泊業、飲食サービス業」で34事業所、43%を占めています。
- 2番目に多いのは「生活関連サービス業、娯楽業」で15事業所、19%です。



#### (4) 産業別事業所数及び従業者数の推移

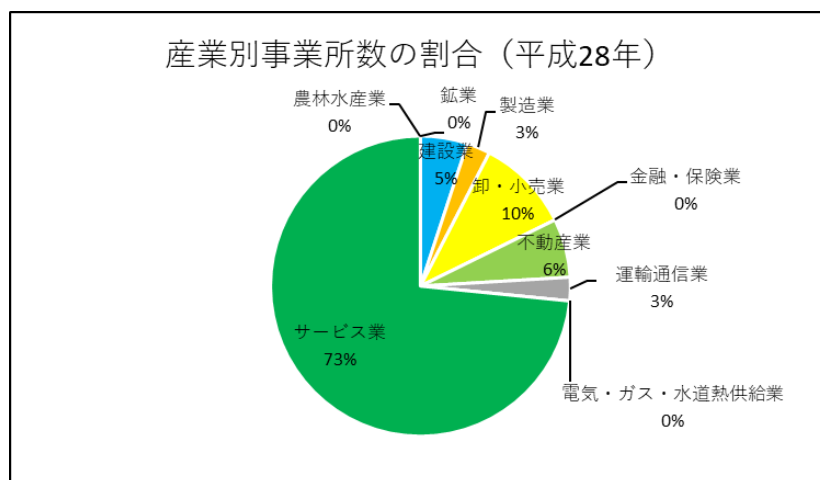
- ・産業別事業所数及び従業者数の推移を見ると、国の統計上の問題で令和元年のデータがありません。
- ・産業構造は、「サービス業」が最も多くを占めており、事業所数・従業者数とも最も多くなっています。

(単位:事業所、人)

|              |     | H13 | H18 | H21 | H24 | H26 | H28 | R1 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 農林水産業        | 事務所 | -   | -   | 1   | 1   | -   | -   | -  |
|              | 従業者 | -   | -   | 7   | 2   | -   | -   | -  |
| 鉱業           | 事務所 | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -  |
|              | 従業者 | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -  |
| 建設業          | 事務所 | 5   | 6   | 5   | 5   | 5   | 4   | -  |
|              | 従業者 | 20  | 15  | 13  | 14  | 17  | 17  | -  |
| 製造業          | 事務所 | 2   | 2   | 2   | 3   | 3   | 2   | -  |
|              | 従業者 | 13  | 14  | 13  | 13  | 12  | 14  | -  |
| 卸・小売業        | 事務所 | 16  | 11  | 11  | 11  | 9   | 8   | -  |
|              | 従業者 | 66  | 39  | 58  | 47  | 48  | 52  | -  |
| 金融・保険業       | 事務所 | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -  |
|              | 従業者 | -   | -   | -   | -   | -   | -   | -  |
| 不動産業         | 事務所 | 1   | -   | 3   | 2   | 4   | 5   | -  |
|              | 従業者 | 1   | -   | 6   | 5   | 18  | 10  | -  |
| 運輸通信業        | 事務所 | 2   | 3   | 2   | 2   | 3   | 2   | -  |
|              | 従業者 | 29  | 8   | 19  | 13  | 38  | 11  | -  |
| 電気・ガス・水道熱供給業 | 事務所 | 3   | 3   | 1   | 1   | 3   | -   | -  |
|              | 従業者 | 8   | 8   | 1   | 1   | 3   | -   | -  |
| サービス業        | 事務所 | 35  | 58  | 48  | 52  | 71  | 58  | -  |
|              | 従業者 | 253 | 312 | 254 | 190 | 276 | 223 | -  |
| 総数           | 事務所 | 64  | 83  | 73  | 77  | 98  | 79  | -  |
|              | 従業者 | 390 | 396 | 371 | 285 | 412 | 327 | -  |

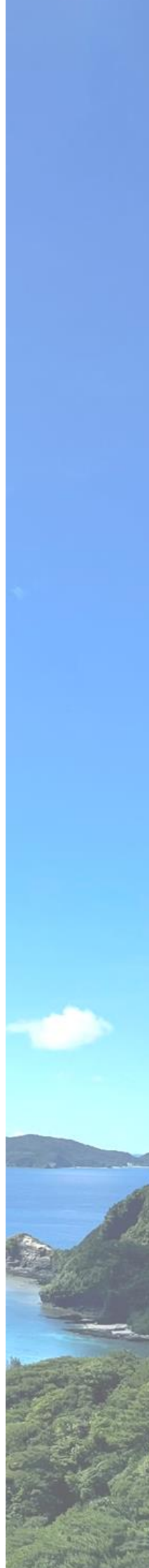
※「-」:実在しないもの

(資料:事業所・企業統計／経済センサス)





## Ⅱ 基本構想

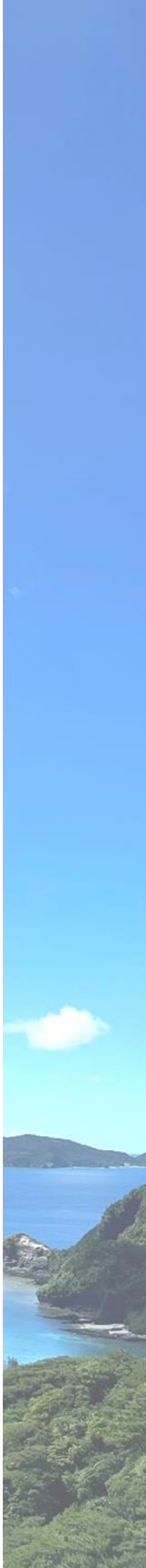




## 01 むらづくりの基本理念

むらづくりの基本理念は、本村のむらづくりの土台となる基本的な指針です。  
これまでも掲げていた基本理念を継承し、未来につなげる村づくりを行っていきます。

| 視点    | 4つの理念                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然の恵み | <b>美しい風景を楽しむ碧島<sup>しま</sup>（自然の魅力）</b><br>国立公園に指定される本村の「慶良間ブルーに輝く海」、「山地と河川、豊かな植生」など美しい風景と優れた自然環境が楽しめ、後世に継承していくことを目指します。                  |
| なりわい  | <b>手づくりのある碧島<sup>しま</sup>（つくりだす魅力）</b><br>経済活動がグローバル化し、物流の発達、消費財の均一化が進む時代にあって、地元で培われてきた知識や技術を活かし、新しい考えも取り入れながら、つくり手の見える渡嘉敷ブランドの確立を目指します。 |
| 暮らし   | <b>スローライフの碧島<sup>しま</sup>（しまの時間が流れる魅力）</b><br>画一的で利便性を追求する暮らしでなく、地産地消による沈着型でゆったりした生活様式が保て、自然と地域の魅力を満喫できる暮らし方を推奨します。                      |
| ひと    | <b>交流で心満たされる碧島<sup>しま</sup>（ひとのつながりの魅力）</b><br>地域に助け合いと相互の見守りがあり、人と人が出会う縁を大切にするとともに、碧島で生活することに喜びを見いだせる出会いのむらを目指します。                      |





## 02 むらの将来像

だれもが、生きがいと幸せを実感し、

こころ穏やかにすごせる碧島 渡嘉敷村

本村は、国立公園に指定されるほどの豊かな自然環境と、地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできました。

碧い海と緑豊かな森の自然あふれる環境のもとで、快適な生活を送ることが出来、ふれあいの中で子どもたちが元気に育ち、人と人との結びつきのもと、みんなの笑顔が広がるむらづくりを行います。

また、住むひと、移住してきたひと、観光でいらしたひと、本村に関わる全ての方が生きがいややりがいを感じ、豊かで様々な地域資源を守り活かして、新しい価値を創り出し、村民の誰もが心穏やかに暮らせる碧島を築いていきます。

## 03 むらづくりの枠組み

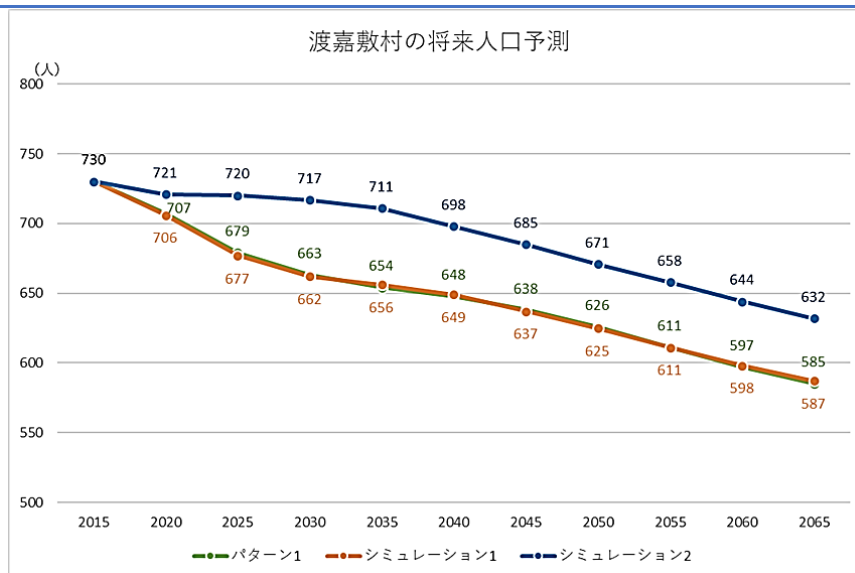
### 1. 将来人口の予測と人口フレーム

本村では、令和3年3月に、「第2期渡嘉敷村人口ビジョン・総合戦略」を策定し、長期的な将来人口の推計と、むらとして目指すべき人口規模の目標を示しています。

人口ビジョンでは、2060年までの人口を展望し目標を設定しています。目標は、「現在の人口を維持し、2060年に人口720人で安定する渡嘉敷村を目指します」としました。

本計画においても、第2期渡嘉敷村人口ビジョンで示した人口規模を共通の目標として実現を目指します。

#### (1) 人口ビジョンにおける長期の将来人口予測



|           | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 2050 | 2055 | 2060 | 2065 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| パターン1     | 730  | 707  | 679  | 663  | 654  | 648  | 638  | 626  | 611  | 597  | 585  |
| シミュレーション1 | 730  | 706  | 677  | 662  | 656  | 649  | 637  | 625  | 611  | 598  | 587  |
| シミュレーション2 | 730  | 721  | 720  | 717  | 711  | 698  | 685  | 671  | 658  | 644  | 632  |

#### 【出典】

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

#### 【注記】

パターン1：全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計（社人研推計準拠）。

シミュレーション1：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション。

シミュレーション2：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（転入・転出が同数となり、移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

## (2) 目標人口

日本全体で人口減少が進行し、本村の総人口も、年々少しずつ減少している状況にあります。

2020 年の国勢調査人口の速報値では 717 人となりました。子供たちが進学等により一度島を離れる状況は今後も続くものと思われますが、観光関連産業に関わる 20 代の若者の転入が多く見られます。

若者の転入がみられる現状をチャンスにとらえ、観光産業を基幹産業とした活性化により若者の吸引力をさらに高めるとともに、住環境を改善して現在の人口規模を維持することを目標とします。

目標年次：令和 14 年度（2032 年度）

目標人口：720 人（現在の人口規模を維持）

【参考】第 2 次渡嘉敷村人口ビジョンの目標

現在の人口を維持し、2060 年に人口 720 人で

安定する渡嘉敷村を目指します。



## 2. 土地利用の方針

本村は、渡嘉敷地区（渡嘉志久含む）と阿波連地区の限られた平地に集落が立地しており、農地や山々、白浜と慶良間ブルーの海が一体となり碧島の魅力ある景観を作り出しています。

この豊かな自然に囲まれた環境の中で、村民が主役となって希望と活力にあふれる碧島づくりを行います。そのためにも、限られた村土の自然環境を守りつつ、適正な利用を誘導していく必要があります。

土地と自然は、人が存在する基礎でもあります。自然の適切な保存と調和のとれた土地の利用によってのみ、人は心身ともに健全な生活を営むことができます。

村の美しい自然は、祖先から受け継いだ尊い共通の遺産であって、これを大切に保存して、後世に伝えることは、村民一人ひとりの重要な責務です。

碧島の自然の保護・継承と生態系の保全を基本として、自然と調和した生活環境を創造することを土地利用の基調とし、次の区分により土地の有効利用を図ります。

### ①森林環境保全・活用地域

森林資源は、集落を強風から守り、水を涵養し、海の恵みを豊かにするものであり、今後とも保全を図ります。また、道路整備等地形の改変に伴う赤土の流出対策を強力に講じます。

### ②海岸環境保全地域

陸地海岸域から海の熱帯林といわれるイノー（礁湖）を含むエリアを海岸環境保全地域とし、優れた海岸・海中環境を保全するため、全域にわたる地形・海底の改変を制限します。

また、関係機関と連携して、オニヒトデの駆除等を推進します。

さらに、集落への自然圧の軽減に寄与する保安林の保全に努めます。

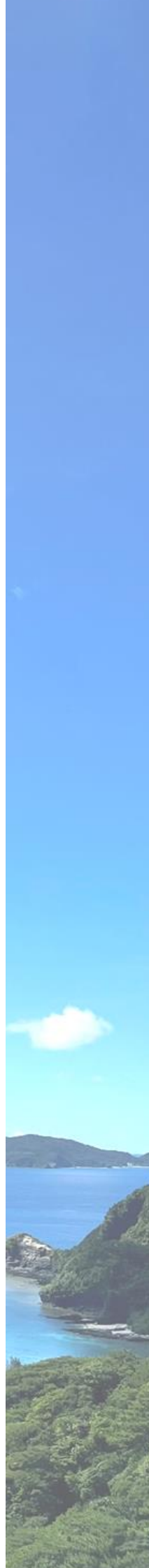
### ③集落及び周辺環境保全地域

集落構造の骨格となるクサティムイ（腰当森）を保全するとともに、拝所等の環境維持・管理を進めます。

集落内では、定住環境の向上に向け、宅地の効率的利用を図るとともに、集落の魅力を引き出す環境整備と安全に歩行できるよう歩車道の分離を進めます。

港湾・漁港については、自然環境への配慮をしつつ、拡充するとともに、集落のゲートとして、暴風・膨張機能の強化と緑化を進めます。

農用地は、重要な生産基盤として、保全とともに、農土の流出防止のための灌漑排水施設の整備拡充を図ります。また、商・生産業・観光業との連携を考慮して高度利用に努めます。

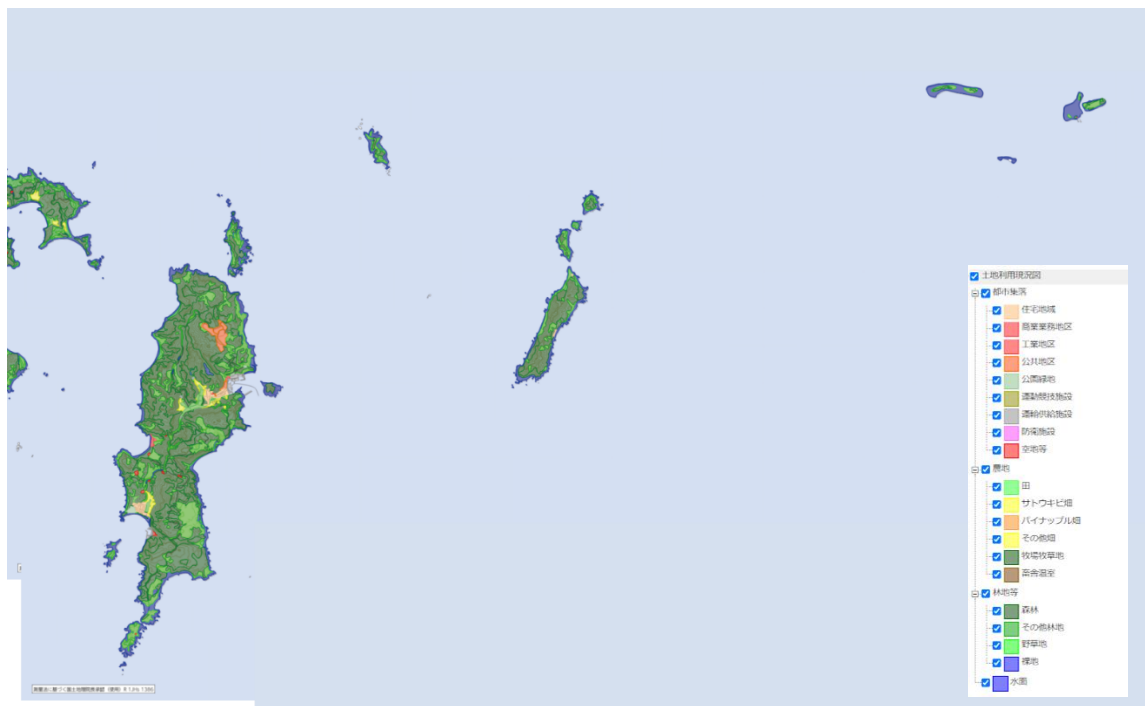


#### ④観光・学習等交流環境保全地域

観光・レクリエーション拠点地区においては、周辺の土地利用と調和した環境整備を進めるとともに、安全な交通体系の整備に努めます。

無人島は、自然環境の保全を基調にして体験型交流拠点としての利活用を図りますが、便益施設等については、規模等の誘導・指導により、適切な立地に努めます。

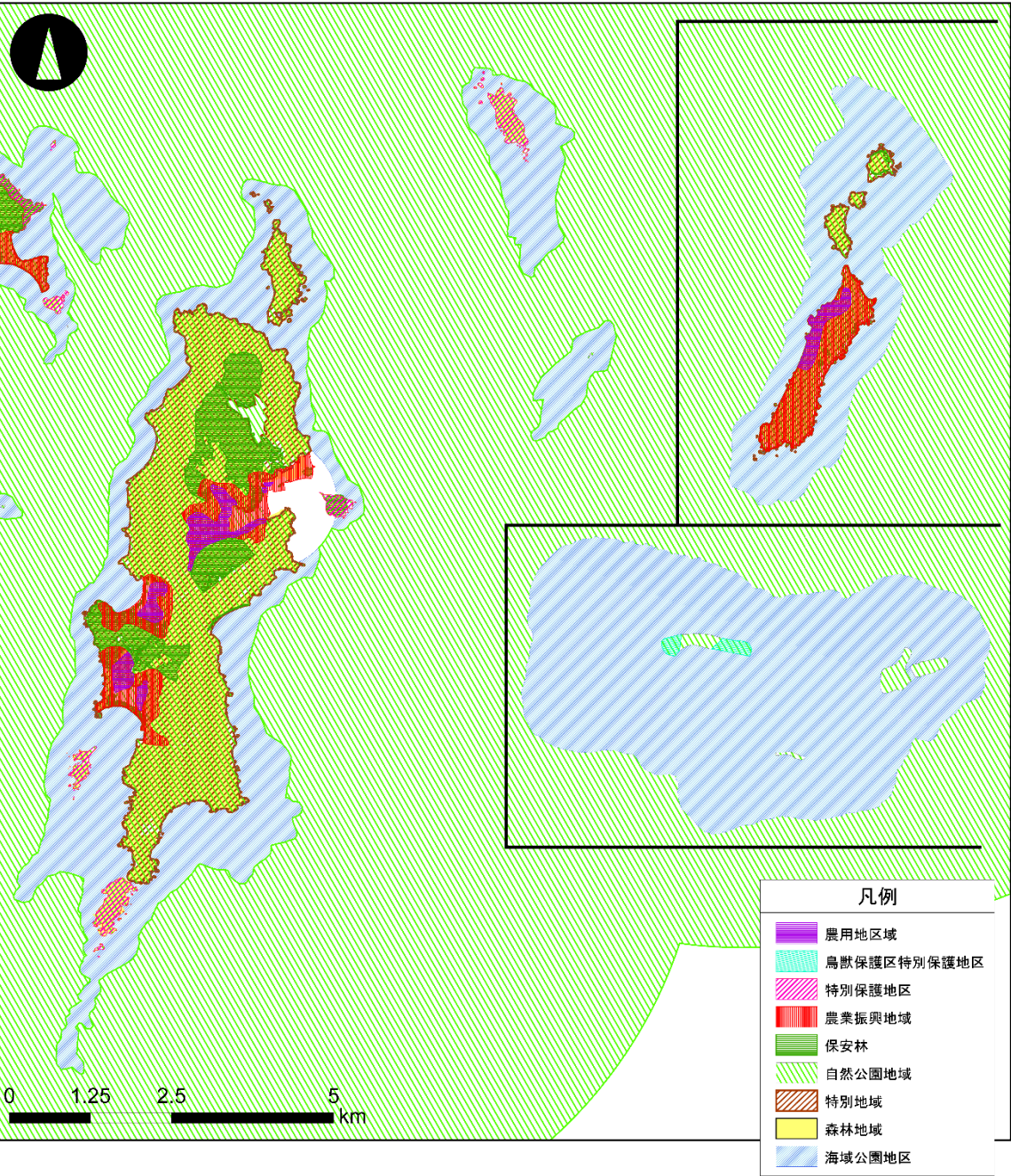
#### ■土地利用現況図



出典：沖縄県地図情報システム

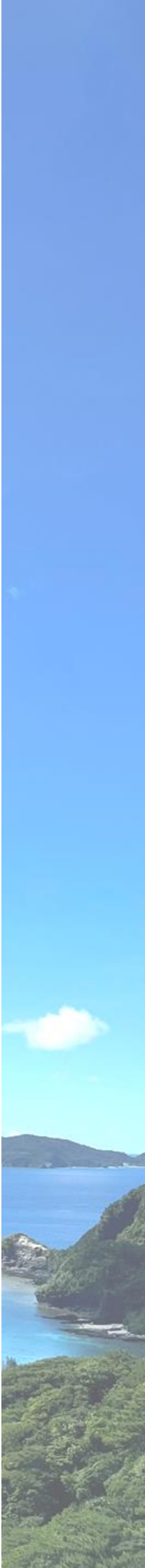


■土地利用規制現況図（R3）





### Ⅲ 基本計画









## 01 基本計画の概要

基本計画では、基本構想で定めた「むらの将来像」を実現するため、5つの基本目標を定め、村政の取り組みの指針とします。

5つの基本目標は、それぞれ、産業分野、生活基盤・福祉分野、教育・文化分野、環境保全分野、むらづくりの推進体制の分野という構成になっており、むらづくりすべての分野において、計画的に推進・評価していきます。

### 【むらの将来像】

だれもが、生きがいと幸せを実感し、  
こころ穏やかにすごせる碧島 渡嘉敷村

基本目標 1：みんなでつくる、希望と活力にあふれる碧島

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興
- 商業・生産業の振興
- 観光産業の振興

産業



基本目標 2：心豊かに、安心・安全に暮らせる碧島

- 安全・安心対策の充実
- 交通・情報ネットワークの整備
- 住宅と集落の整備
- 保健・医療の充実
- 高齢者・障がい者福祉・地域福祉の充実
- 子育て支援の充実

生活  
保健・福祉



基本目標 3：多様な能力を発揮し、未来を拓く碧島

- 幼児教育・学校教育の充実
- 安心して学べる学習環境の整備・充実
- 生涯学習・スポーツの振興
- 地域文化の継承・創造

教育  
文化



基本目標 4：渡嘉敷らしい自然と景観、環境を大切にする碧島

- 自然環境の保全・循環型社会の形成
- 上下水道の整備・運営
- 景観の保全・形成

環境



基本目標 5：協働の碧島

- 村民主体のむらづくりの推進
- 誰もが自分らしく活躍できる社会の形成
- 自治体経営の推進

住民活動  
行財政



## 02 基本計画

### みんなで作る、希望と活力にあふれる碧島

基本目標 1：みんなで作る、希望と活力にあふれる碧島

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興
- 商業・生産業の振興
- 観光産業の振興

産業



#### 【みんなを目指す目標】

| 達成度を図るための指標                      | 将来目標値<br>(令和 15 年度) |
|----------------------------------|---------------------|
| 特産品の開発                           | 4 品<br>(合計)         |
| 森を守るための取り組みへの協力以降割合              | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 住んでいる地域は起業するのに魅力的だと思う割合          | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 地域に観光などの訪問客が増えていると思う割合           | 増加<br>(村民アンケート)     |
| with コロナを見据えた新たな渡嘉敷村の観光振興の方向性の検討 | 方針決定                |

#### 1. 農業の振興

##### 【現状】

農業は、私たちが生きていくのに必要な農作物の生産の場としての役割を果たしています。また、農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な「めぐみ」をもたらします。このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

水田は雨水を一時的に貯留し、多様な生きものを育みます。また、本村のかつての美しい田園風景は、人々の心を和ませ本村らしい景観形成においても大切な役割を果たします。

さらに、農業に携わる方の生きがいや健康づくりにつながっています。住民が元気に農業に従事し、その恵みが少しずつ村内に広がっています。

本村の農業は、小規模農家が主体であり、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が問題となっています。そのような状況ではありますが、IU ターン者を中心に、農業を始めたいというニーズも見られます。

##### 【課題】

本村の農業は、小規模な自給的農家が主体であり、高齢化による耕作放棄地の増加や販売農家の減少等により大きな課題を抱えています。

字渡嘉敷内にほ場整備された農地が十分に活用されていない現状にあります。近年、UITターン者の中にも農業を希望する方が見られ、有効活用が望まれます。

販売農家として意欲のある従事者を育てる具体的な取り組みが必要ですが、農業経営には施設や機械の整備に係る初期投資が大きな負担となるため、補助金等を活用する行政のサポートが必要となっています。

限られた農地を有効に活用するための組織作りを行政が主導して行う必要があります。

持続可能な農業を推進し、河川や海浜環境も含めた自然環境に配慮した農業に取り組む必要があります。そのためにも有機資源の循環利用に取り組む必要があります。

イノシシ被害や高齢化により、耕作放棄地がみられます。時間が経過した耕作放棄地の再生するための支援が必要です。

農業、林業、水産業と観光産業が連携した体験交流型のメニュー開発や、特産品開発等へのニーズの把握、メニューの検討が必要です。

#### 【施策の体系】

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 農業の振興 | (1) 農業生産基盤の充実と有効活用          |
|       | (2) 担い手の育成・確保               |
|       | (3) 環境に配慮した持続可能な農業の推進       |
|       | (4) 観光産業と連携した特産品の開発や域内消費の促進 |

#### 【主な施策】

##### (1) 農業生産基盤の充実と有効活用

遊休農地・耕作放棄地の発生防止と再生・有効利用の促進を図り、優良農地を目指した取り組みを促進します。

農業委員会及び関係機関と連携し、遊休農地等の情報共有を行い、新規就農希望者等へ提供することで、遊休農地の解消及び農業従事者の増加を図ります。

新規就農者の増加を図るには住む場所の確保も重要な課題となっています。慎重な検討が必要となりますが、農地景観形成地区において小規模な宅地開発の可能性など、土地利用の変更も含めた検討を行います。

近年、有害鳥獣による農作物への被害が発生しています。現在も有害鳥獣対策のためのフェンスの設置や箱罠の設置等を行っていますが、引き続き防除施設の導入を継続するとともに、捕獲の効率を上げる取り組みを検討します。

| 内容（具体策）                    |
|----------------------------|
| ●遊休農地・耕作放棄地の発生防止           |
| ●遊休農地・耕作放棄地の再生と有効利用        |
| ●遊休農地・耕作放棄地の情報収集と就農希望者への提供 |
| ●耕作放棄地やその周辺における宅地供給の検討     |

●有害鳥獣対策（フェンス・箱罾の設置等）

(2) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の要件を満たす農業者については、当該制度の活用を図り担い手の育成・確保を推進します。

農用地の確保については、現在耕作放棄地が多くみられる状況であり、畑地として利用できる状態に戻すための農機具の集中管理による貸出や、就農希望者と土地所有者とのマッチングを図る支援等を関係団体と連携して推進します。

本村の新規就農希望としては、販売農家だけではなく自給的農業希望者の希望が多い傾向がありますが、農地景観の保全や 6 次産業化等を見据え、自給的農業希望者が参画できる仕組みづくりに努めます。

滞在型体験農園については、農業の担い手確保に資するよう、利用方法の検討や見直しを行い、村全体の住宅供給の問題としてとらえ、IU ターン者や若者などへの育成・就農、その環境づくりに努めます。

農業所得の向上を図るため、地産地消の促進や、村内宿泊施設での提供、6 次産業化による特産品開発等を促進します。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ●認定農業者制度の活用            |
| ●農機具の集中管理と貸出体制づくりの検討   |
| ●貸し農園等住民が利用できる農地の検討    |
| ●滞在型体験農園の利用方法の適正化      |
| ●地産地消の促進、村内飲食店での提供促進   |
| ●農家を取りまとめる人材の育成・確保     |
| ●小さな地産地消。夕市の開催や無人売店の取組 |

(3) 環境に配慮した持続可能な農業の推進

村内の安全・安心な食の提供の実現に向け、減農薬・減化学肥料栽培によるエコ栽培の取組みにより自然環境に配慮した農業の啓発を実施します。

脱炭素社会に向けて CO2 の吸収源として農地土壌は大きな意味を持つようになっていきます。有機資源の循環利用により腐食物質として農地に CO2 が蓄積されるため、畜産糞尿や植物残渣の利用を推奨します。

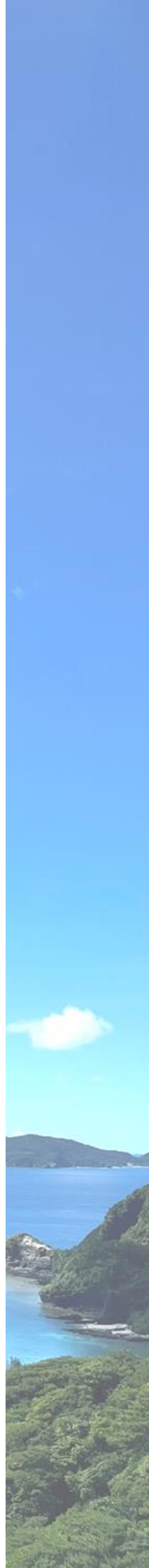
| 内容（具体策）                            |
|------------------------------------|
| ●安全・安心な農作物の提供                      |
| ●減農薬・減化学肥料栽培、有機資源の循環利用など持続可能な農業の推進 |



(4) 観光産業と連携した特産品の開発や域内消費の促進

第 1 次産業は本村の風土の中で引き継がれてきた大切な産業です。観光産業と連携した取り組みを行うことで、特産品開発や域内消費を促進します。

| 内容（具体策）                                |
|----------------------------------------|
| ●農業と観光産業の連携による地域経済の循環を促進               |
| ●農業を観光コンテンツとした体験滞在型観光の促進               |
| ●6 次産業化を視野に入れた農作物の加工体制・加工特産品の開発への支援の実施 |
| ●農地を利用した散策路の整備                         |



## 2. 林業の振興

### 【現状】

本村の総面積 1,923ha で、国有林面積は 2ha、民有林面積は 1,719ha、区域面積に占める森林率は 90%となっています。人工林面積は 401ha であり、人工林率は 23%で県平均の 14%より高い値となっています。

また、人工林は島内の各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にあります。土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきたことから、本村においても人工造林の推進及び住宅地周辺の森林保全整備を積極的に実施する必要があります。

森を守り育てる本村の林業は、森林を適正に利用し、再生保全・維持管理を行う公益的な役割を果たしており、陸域から海につながる自然環境保全や、SDGs にもつながっています。

### 【課題】

林業については、かつて畑地として活用されていた斜面が活用されず放置されている状況があります。

外来イノシシの掘り起こしで、降雨のたびに土砂流出がひどく、村土保全及び自然環境保全の観点からも看過できない状況にあると考えられます。これらの被害を最小限に食い止めるための伐採や、数十年先数百年先を見据えた森林管理が必要です。

農業、林業、水産業と観光産業が連携した体験交流型のメニュー開発や、特産品開発等へのニーズの把握、メニューの検討が必要です。

植林を行っているヤマモモの収穫が見込まれます。今後は加工品への利用等の有効利用が必要です。

### 【施策の体系】

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 林業の振興 | (1) 森林の保全・育成と、計画的な森林施業の促進 |
|       | (2) 森林資源の適正な利用の推進         |

#### (1) 森林の保全・育成と、計画的な森林施業の促進

山・川・海の結びつきを考慮した森林環境の保全に取り組みます。

| 内容（具体策）                          |
|----------------------------------|
| ●山・川・海を考えた森林環境の保全                |
| ●林道・作業道の整備（森林施業の効率化）             |
| ●林業従事者の確保・育成                     |
| ●森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりと活用（村民参画） |
| ●カーボンニュートラルへの貢献                  |



## (2) 森林資源の適正な利用の促進

現在植林を行っているヤマモモやサクラ、自生するノイチゴ、など森林資源を活用した特産品や観光メニュー開発を促進し、森林資源の適正な利用に取り組めます。

| 内容（具体策）               |
|-----------------------|
| ●ノイチゴやサクラなど冬の観光客資源の創出 |
| ●ヤマモモの活用方法の検討         |



### 3. 水産業の振興

#### 【現状】

渡嘉敷漁業協同組合により、マグロジャーキー等の加工品開発が精力的に取り組まれており、島外でも広く知られるようになりました。

鮮魚や冷凍販売にも取り組んでおり、村内の食卓や飲食店で有効に活用されています。

漁業環境保全のために資源管理型漁業や栽培漁業の取り組み等が推進されていますが、村内での取り組みはまだ見られないのが現状です。

#### 【課題】

天候に左右されにくく安定した収入を目指し、養殖や栽培漁業に向けた取り組みが必要です。

農業、林業、水産業と観光産業が連携した体験交流型のメニュー開発や、特産品開発等へのニーズの把握、メニューの検討が必要です。

#### 【施策の体系】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 水産業の振興 | (1) 漁業基盤の整備と水産資源の確保   |
|        | (2) 水産物のブランド化・流通対策の推進 |

#### (1) 漁業基盤の整備と水産資源の確保

漁業施設の整備・維持管理を進めるとともに、水産資源を維持し、計画的な漁業生産を図っていくために、漁場整備活動を支援し、栽培漁業や養殖漁業の推進に努め、「育て、管理する」漁業の確立を目指します。

また、漁業者の経営安定化を図り、後継者づくりと人材育成に努めます。

| 内容（具体策）                       |
|-------------------------------|
| ●漁業施設の整備・維持管理の推進              |
| ●水産資源の維持                      |
| ●栽培漁業の取り組みを促進                 |
| ●村民や観光客に対する水産動植物の採捕に関するルールの周知 |
| ●後継者の育成・確保                    |

#### (2) 水産物のブランド化・流通対策の推進

渡嘉敷漁業協同組合による水産資源の加工販売が行われており、島内での消費や、島外での認知度も向上しています。

渡嘉敷漁業協同組合の取り組みを支援し、引き続き特産品開発及びブランド化を促進します。

| 内容（具体策）           |
|-------------------|
| ●新鮮・安全・安定供給の体制づくり |

- 多様化する流通ルートの支援
- 特産品づくりへの支援の実施
- 地産地消の推進
- PR 活動・イベントの活用



#### 4. 商業・生産業の振興

##### 【現状】

本村の商業は、食料品や日用品を扱う小規模な店舗や、観光客を対象とした土産品店、飲食店等となっており、村内の生活に重要な役割を担っています。

引き続き、商店個々の経営の近代化、サービスの向上を目指し、キャッシュレス決済等観光客も使いやすい環境整備が必要です。

農産物・海産物を生かした加工業については、島でとれた果実を使ったジャムやゼリーのほか、黒米みそ、おかずみそ、マグロジャーキーや加工品・工芸品など、様々な特産品開発が進められていますが、原料調達や販路拡大に行政のサポートが必要な状況も見られます。

##### 【課題】

新産業の創出のために企業誘致については、企業を誘致する目的や、どのような企業を誘致するかについて、具体的な方向性や取り組みが検討されていません。企業誘致には、地元企業や事業者との合意形成が必要であり、現状は地元事業者の育成を優先して行うことが必要です。

ワーケーション、テレワーク、リゾートオフィス等、新たなライフスタイルへの需要を取り込むために、都市部と同様に業務等が実施できる環境整備の検討が必要であり、そのためにも住む場所の確保とIT環境の整備が必要です。

##### 【施策の体系】

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 商業・生産業の振興 | (1) 既存企業の体質強化の促進     |
|           | (2) 起業しやすい環境づくり      |
|           | (3) 特産品開発、新産業創出等への支援 |

##### (1) 既存企業の体質強化の促進

村内事業者支援を行っている渡嘉敷村商工会と連携して、商業・生産業の振興を図りつつ、域内消費を促進します。

近年普及の進んでいるキャッシュレス決済の導入、普及促進を図ります。

| 内容（具体策）                             |
|-------------------------------------|
| ●各種研修会や相談会の開催・案内・優良情報の提供            |
| ●渡嘉敷村商工会と連携した経営の安定化・人材育成・事業拡大の促進・支援 |
| ●多様なものづくり産業の振興、渡嘉敷産品の利用             |
| ●原材料の供給体制の確立                        |
| ●多様な人材の活躍、多様な働き方、働きやすい環境づくりへの支援     |

## (2) 起業しやすい環境づくり

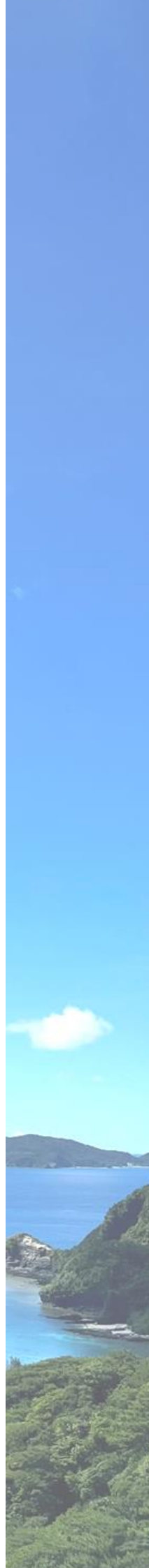
村民の雇用の創出や本村の税収の確保を図るため、起業支援や企業誘致の促進、環境づくりに取り組みます。

| 内容（具体策）                          |
|----------------------------------|
| ●ワーケーション、テレワーク、リゾートオフィス等の環境整備の検討 |
| ●新たな企業・第一次産業関連の企業・IT系リゾートオフィスの誘致 |
| ●村内でのスタートアップの促進                  |
| ●ソフトパワーを生かした新事業・新産業づくりの促進        |
| ●就業者が安心して住むことが出来る住宅の確保           |

## (3) 特産品開発、新産業創出等への支援

本村の特産品・加工品に関する情報発信や、販売・展示する機会や場の提供、開発に取り組む事業者の育成・支援等、特産品・加工品のブランド化を推進します。

| 内容（具体策）                               |
|---------------------------------------|
| ●渡嘉敷村商工会と連携した特産品開発、新産業創出への支援          |
| ●異業種交流による情報交換、技術交流、共同研究・新商品開発等への支援の実施 |
| ●農林水産加工技術の高度化への支援の実施                  |





## 5. 観光産業の振興

### 【現状】

本村は、豊かな自然に恵まれているとともに、特有の生態系、並びに固有の文化・歴史等、他にはない様々な観光資源を有しています。

平成 26 年 3 月 5 日には、渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で 31 番目の国立公園に指定されたことにより注目を集め、観光客は増加していました。

また、平成 28 年には、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化することを目的とした「国立公園満喫プロジェクト」に選定され、外国人からの注目が高まったことによりインバウンドも大きく増加していました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、本村を訪れる観光客も激減し with・after コロナの渡嘉敷村観光のあり方について再検討する必要があります。

### 【課題】

本村は、環境省や座間味村と連携して慶良間地域エコツーリズム推進全体構想を策定していますが、具体的な取り組みが不足しています。まずは、村内の自然資源や文化資源について、守るべきものや利活用するものなどの再整理を行う必要があります。

「渡嘉敷村観光振興計画」（2018～2022）が策定されていますが、新型コロナウイルスの影響など計画策定時とは異なった社会状況があり、具体的な取り組みについての評価検証を行う必要があります。

国立公園地域として、またアフターコロナに向けた取り組みとして、渡嘉敷村観光のあり方を今一度考える時期にあります。住民ワークショップにおいても、これまでの観光入域客数を目標とした観光ではなく、質への転換が課題となっています。

下船・乗船場所での客待ち行為や、観光関連事業者のマナー等に関する関係事業者間でのルール作りが必要です。

夏場に集中している観光入域客を、一年を通して平準化するためアドベンチャーツーリズム（AT）やグランピング、星空観察等夜間の観光メニューの開発、村内無人島の位置付け・利活用など、新たな観光コンテンツ商品化の取り組みが必要です。

本村の観光振興を推進するために、観光協会の自走化に向けた支援を行っていく必要があります。

### 【施策の体系】

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 観光産業の振興 | (1) 観光・交流資源の整備・充実・活用・維持管理            |
|         | (2) 第 1 次産業と連携した体験型観光の充実             |
|         | (3) 統一したイメージによる PR 活動の推進             |
|         | (4) 広域観光体制の充実                        |
|         | (5) 地域間交流等多様な交流の促進                   |
|         | (6) 長期滞在や高付加価値化等、多様化したニーズへ答えるメニューの充実 |

(1) 観光・交流資源の整備・充実・活用・維持管理

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進するとともに、本村への玄関口である旧ターミナルの建て替え等によるエントランス機能の整備を、関係団体等との連携を踏まえて検討します。

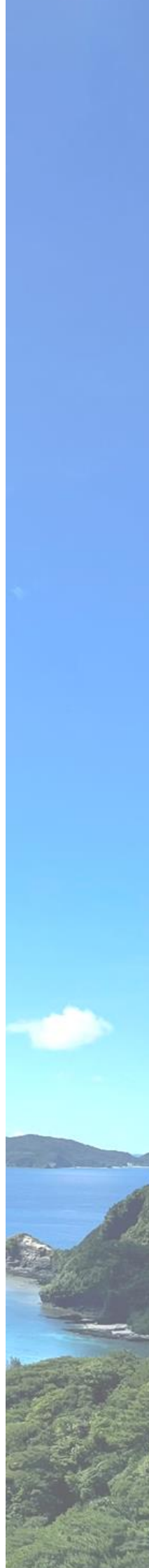
渡嘉敷村観光協会や渡嘉敷村商工会を中心として、今後の渡嘉敷村観光のあり方について検討を行い、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム（AT）やグランピング、星空観察等夜間の新たな観光メニューの開発や、国立公園というブランド力を活用した持続可能な観光振興の推進による世界水準の観光リゾート地の形成を目指した環境整備を検討します。

| 内容（具体策）                                               |
|-------------------------------------------------------|
| ●エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム（AT）やグランピング、星空観察等夜間の新たな観光メニューの開発 |
| ●慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の推進                                |
| ●既存の観光・交流施設の整備・維持管理、観光イベントの充実                         |
| ●観光・交流資源を活かした新たな体験・観光イベントの創出                          |
| ●観光関連の新産業や新ビジネスの創出・企業化の促進                             |
| ●外国人観光客の受け入れ体制の強化                                     |
| ●旧ターミナルの建て替え等によるエントランス機能を持った複合施設の整備の検討                |
| ●渡嘉敷らしさや質を求めた渡嘉敷観光の高付加価値化への取り組みの検討                    |
| ●観光に関する諸問題を解決するためのルール作りの促進                            |
| ●観光協会の自走化に向けた取組支援と活動しやすい環境づくり                         |
| ●DX（デジタルトランスフォーメーション）による観光推進                          |
| ●新しい生活様式・ニューノーマルに合わせた観光のあり方検討                         |

(2) 第1次産業と連携した体験型観光の充実

グリーンツーリズム・ブルーツーリズムなど農林漁業と連携し、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験メニューを創出し、着地型・滞在型の観光地づくりを目指します。

| 内容（具体策）                        |
|--------------------------------|
| ●グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等の体験メニューの創出 |
| ●着地型・滞在型の観光地づくりの推進             |



### (3) 統一したイメージによる PR 活動の推進

本村には、既に認知されている世界が憧れるケラマブルーの碧い海があります。国立公園のブランド力と相乗効果を高めるため、パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスメディアの活用等を通じ、本村の観光についての PR 活動を推進します。

| 内容（具体策）                             |
|-------------------------------------|
| ●パンフレットやポスター作成、ホームページの充実、マスメディアの活用等 |
| ●国立公園に即したブランド力の活用                   |

### (4) 広域観光体制の充実

慶良間諸島や他の国立公園地域と連携した広域観光ルートづくりや PR 活動の推進など、他地域と連携した観光振興策を推進します。

| 内容（具体策）                            |
|------------------------------------|
| ●他地域との戦略的な連携施策の検討                  |
| ●広域観光ルートづくりや PR 活動等他地域と連携した取り組みの推進 |

### (5) 地域間交流等多様な交流の促進

修学旅行の受入を今後とも進めるとともに、地域間交流を中心に異業種間等の交流を推進します。

| 内容（具体策）      |
|--------------|
| ●修学旅行の受け入れ推進 |
| ●異業種間等の交流の推進 |
| ●関係人口の増加に努める |

### (6) 長期滞在や高付加価値化等、多様化したニーズへ答えるメニューの充実

本村の豊かな自然環境の中で行うワーケーション等の新しい働き方を提案し、都市部からの需要を取り込みます。

| 内容（具体策）                             |
|-------------------------------------|
| ●ワーケーション等の新たなライフスタイルに対応した観光コンテンツの創出 |

# 心豊かに、安心・安全に暮らせる碧島

## 基本目標 2：心豊かに、安心・安全に暮らせる碧島

- 安全・安心対策の充実
- 交通・情報ネットワークの整備
- 住宅と集落の整備
- 保健・医療の充実
- 高齢者・障がい者福祉・地域福祉の充実
- 子育て支援の充実

## 生活 保健・福祉



### 【みんなで目指す目標】

| 達成度を図るための指標             | 将来目標値<br>(令和 15 年度) |
|-------------------------|---------------------|
| 災害に対して地域は安全と答える割合       | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 住んでいる地域の公共交通は便利と答える割合   | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 住んでいる地域はきれいと答える割合       | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 健康づくりへの取り組みの意向割合        | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 地域が高齢者や障がい者に暮らしやすいと思う割合 | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 地域の子どもは伸び伸びと育っていると思う割合  | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 空き家・空き地を活用した定住促進        | 4 件<br>(合計)         |
| 新規宅地の供給                 | 調査及び<br>施策の実施       |

## 1. 安全・安心対策の充実

### 【現状】

近年、わが国では、東日本大震災の発生や各地で多発する自然災害等を受け、災害時に住民の生命や財産を守る体制の整備が急がれており、本村では「渡嘉敷村地域防災計画」に基づき、消防車両や非常食備蓄などの整備を行い災害への備えを進めてきました。台風襲来に備えて、国立沖縄青少年交流の家と連携し事前避難を実施する体制を整備しました。

### 【課題】

本村の消防・救急体制については、消防団が対応しており団員は役場職員も多いため、大災害に備えた体制作りが必要であるとともに、住民同士の自助・共助の精神を高める取り組みが必要です。

行政や地域住民、周辺市町村や企業等と連携した防災・減災の体制づくりが必要です。

災害時には、公助だけでは限界があります。自主防災組織の結成・育成や、隣近所が互助



する共助の仕組みを構築するなど、地域コミュニティでの防災力向上の取り組みが必要です。

集落内の道路は、歩道が無く狭小であるため、通学路の安全確保の取り組みが必要です。

ビーチ利用者の安全を確保するとともに、船舶の運航や、マリンレジャー時の安全性確保が必要です。

#### 【施策の体系】

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 安心・安全対策の充実 | (1) 総合的な危機管理体制の強化           |
|            | (2) 地域での防災力の強化              |
|            | (3) 災害時要配慮者対策の充実            |
|            | (4) 非常備消防体制の充実              |
|            | (5) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及 |
|            | (6) 治山治水対策の推進               |
|            | (7) 交通安全推進体制の充実             |
|            | (8) 犯罪が起きにくい環境整備            |

#### (1) 総合的な危機管理体制の強化

災害発生時において、適切に対応することができる危機管理体制の強化を図ります。また、災害発生時に適切に避難することができるよう、日頃から災害を想定した訓練や物資の備蓄・管理、避難マニュアルの策定、災害時の拠点施設の整備、管理、運営等を行います。

| 内容（具体策）              |
|----------------------|
| ●激甚化する災害への対策の推進      |
| ●具体的な災害を想定した防災体制の構築  |
| ●津波からの避難路・避難場所の周知    |
| ●防災施設の整備充実           |
| ●緊急時の情報通信体制の充実       |
| ●食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄・管理 |
| ●防災無線の機能強化           |
| ●防災マップの充実・強化         |

#### (2) 地域での防災力の強化

地域の消防施設の定期的な整備、消防団員の確保・育成、自主防災組織の設立等を行い、地域の防災体制の強化へつなげます。

| 内容（具体策）     |
|-------------|
| ●啓発・情報提供の充実 |



- 防災研修会等への参加
- 防災訓練の充実（観光客を含めた地域・各地区）
- 自主防災組織の育成・強化
- 住宅の耐震化の啓発推進
- 災害ボランティアの育成
- 自助・共助の強化

### （3）災害時要配慮者対策の充実

大規模災害が発生した場合は、公的機関による公助に頼っている時間はありません。自ら逃げるための自助、隣近所で助け合う共助の力を高めます。

| 内容（具体策）                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の設立</li> <li>●災害時要援護者の把握</li> <li>●横断的な避難支援体制の整備（地域での情報共有など）</li> </ul> |

### （4）非常備消防体制の充実

非常備消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車、資機材の整備充実を図り、消防団の重要性に関する村民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や、研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●消防施設・消防車・資機材の整備充実</li> <li>●消防団の重要性等の啓発</li> <li>●団員補充対策の強化と団員の資質向上（研修・訓練の充実）</li> <li>●消防団の人員確保、地域住民の参画</li> </ul> |

### （5）火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

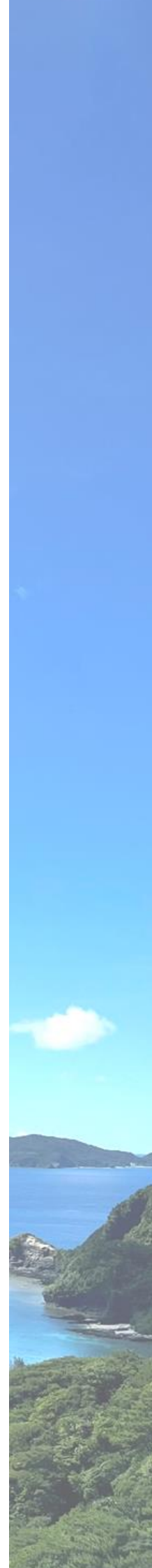
村民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命措置の知識の普及を推進します。

| 内容（具体策）                        |
|--------------------------------|
| ●防火講習会・消火訓練・AED による応急処置講習会等の開催 |

### （6）治山治水対策の推進

河川の整備、がけ崩れ、山地崩壊等の土砂災害対策については、関係機関との連携のもと整備を進め、安全の確保を図ります。

| 内容（具体策）          |
|------------------|
| ●防災と環境に配慮した河川の整備 |



- |                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●がけ崩れ・山地崩壊等の土砂災害対策</li><li>●ため池等の維持・管理</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 交通安全推進体制の充実

道路を通行する歩行者や車両が安全に通行することができるよう、道路の安全を確保するとともに、交通安全に関する啓発活動を実施します。

| 内容（具体策）                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●防犯・交通安全意識の高揚（啓発活動）</li><li>●道路環境の維持管理の推進</li></ul> |

(8) 犯罪が起きにくい環境整備

犯罪が発生しない、安心して暮らし続けられる村の実現に向け、村民の防犯意識を高めるとともに、地域との連携を強化し、防犯活動を推進します。

| 内容（具体策）                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●防犯情報の提供</li><li>●防犯灯の設置・維持管理体制の確立</li><li>●地域での相互見守り等の推進</li></ul> |

## 2. 交通・情報ネットワークの整備

### 【現状】

村内の交通環境の安全性を高めるため、幹線道路である「村道阿波連線」改良事業を行っています。

村内のバスは船舶の運航時間に合わせて運行されていますが、通学や通勤に利用するには不便な状況が見られます。

船舶のチケット販売に関しては、インターネットによる予約の受付、チケットカウンターでのキャッシュレス決済の導入を行っています。

今般の新型コロナウイルス感染症対応では、各種助成金などのオンライン申請や教育分野のオンライン化環境が構築されていなかったこと、国・地方を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで非効率だったことなど、行政における様々な課題が明らかになり、国は「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、自治体 DX を推進しています。

### 【課題】

幹線道路である「村道阿波連線」改良事業が終盤を迎えていますが、用地が確保できていない箇所があり、引き続き取り組みが必要となっています。

幹線道路においては未然に災害を防ぐ維持管理の取り組みが重要であり、交付金等を活用し計画的に進める必要があります。

集落内の舗装の剥がれや側溝蓋の破損やグレーチングの腐食など、計画的に維持管理する取り組みが必要です。

県道については、沖縄県に傷んだ舗装の改良を要望する必要があります。

航路事業については、村民の移動や生活物資の輸送、観光客の輸送を担う重要な航路であるため、安定した運航を確保する必要がありますが、航路事業特別会計は赤字運営が続いています。黒字化するためには、経費節減と売上向上に取り組む必要があります。

そのような状況下ではありますが、離島住民等交通コスト負担軽減や自動車航送コスト負担軽減等の交通コストの負担軽減策の継続を図る必要があります。

島内の公共交通については、通学や通勤時の必要性も聞かれます。新たな交通システムの導入も含めて検討する必要があると考えます。

### 【施策の体系】

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 交通・情報ネットワークの整備 | (1) 広域的交通の確保      |
|                | (2) 安全で快適な道づくりの推進 |
|                | (3) 公共交通機関の充実     |
|                | (4) 港湾施設の整備       |
|                | (5) 情報通信基盤の整備     |
|                | (6) 村民への情報発信の強化   |
|                | (7) 情報セキュリティ対策の支援 |

### (1) 広域的交通の確保

広域的な交通アクセスや利便性の向上に向け、那覇市とを結ぶ航路、慶良間諸島内の航路、船舶欠航の際の空路の確保などを関係機関と連携して進めます

また、泊ふ頭旅客ターミナル内のチケットカウンターの運営方法については周辺離島と連携しながら検討を行います。

さらに、フェリーの更新時期が迫っていますが、材料費や物価の高騰により建造費の増加が見込まれます。村財政や補助金等の活用も踏まえた検討を行います。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●広域的な交通アクセス向上</li><li>●船舶欠航時における空路の確保への支援</li><li>●船舶利用や予約システム等の利便性の向上</li><li>●フェリー新造船の検討</li><li>●高速船の運航時間の検討</li><li>●公共交通確保のための支援</li></ul> |

### (2) 安全で快適な道づくりの推進

村民や観光客が村内を安全で円滑に移動することができるよう、村道や本村が管理する橋梁等の整備・維持・管理を進めるとともに、県に対し、県道の整備を積極的に要請します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●道路施設の適切な維持管理</li><li>●道路施設（橋梁、舗装）の定期点検・調査の実施</li><li>●村道阿波連線改良事業の確実な実施</li><li>●ガードレール・カーブミラーの設置による安全性の確保</li><li>●歩行空間の確保・バリアフリー化</li></ul> |

### (3) 公共交通機関の充実

利用者のニーズを踏まえた公共交通の運行を目指すとともに、公共交通の利用促進を行います。

| 内容（具体策）                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●地域公共交通機関の充実</li><li>●コミュニティバスの導入の検討（EVバス等の導入含む）</li><li>●通勤通学に合わせたバスの運行の検討</li><li>●新たな公共交通の仕組みづくり</li></ul> |

#### (4) 港湾施設の整備

港湾利用、周辺エリアの活用も視野に、その利活用について促進していきます。

| 内容（具体策）       |
|---------------|
| ●港湾・周辺エリアの利活用 |
| ●沖防波堤の維持管理の促進 |

#### (5) 情報通信基盤の整備

災害時や観光客の利用も想定した情報通信基盤の整備拡充を行います。

| 内容（具体策）             |
|---------------------|
| ●ブロードバンド環境の整備促進・高度化 |
| ●Wi-Fi 環境の充実        |

#### (6) 村民等への情報発信の強化

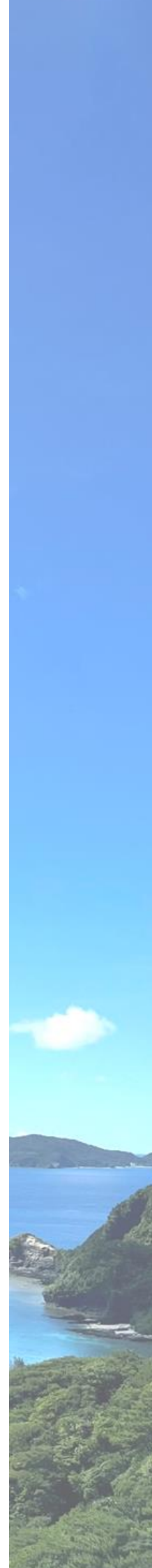
協働のむらづくりを推進するためには、まず、第1歩として、村民が村政に関する情報を入手し、関心をもつことが必要です。また、本村への移住・定住を促進するためには、村の内外に対し、村の魅力を積極的に発信し、本村の良さを知ってもらうことが必要です。広報誌・ホームページに加え、SNS 等を活用した新たな手段の情報発信に努めます。

| 内容（具体策）                        |
|--------------------------------|
| ●必要とされるコンテンツの整備                |
| ●SNS 等を利用した利用者がアクセスしやすい情報発信の実施 |
| ●村公式ホームページのリニューアル              |

#### (7) 情報セキュリティ対策の支援

村民の情報リテラシーの向上とともに、活用を進める上での情報セキュリティ水準の向上を支援するため、生涯学習と連携した取り組みを進めます。

| 内容（具体策）                   |
|---------------------------|
| ●村民の情報リテラシーの向上            |
| ●情報セキュリティ水準の向上のための講習会等の実施 |





### 3. 住宅と集落の整備

#### 【現状】

現在公営住宅 70 戸を有し、全戸入居していますが、入居希望に間に合っていない状況です。一方で、収入超過または、高額所得者世帯となっている入居世帯も見られますが、村内で住替えのための住宅を確保することが難しい状況が続いています。

人口減少の進む本村において、島外からの就労者を確保することは重要ですが、そのためには住宅の提供体制の確保が大きな課題となっています。一方で、空き家も多く見られることから、それらの有効活用等を通して、快適な居住環境づくりに努める必要があります。

#### 【課題】

収入超過及び高額所得世帯の転居を促すために、民間も含めた賃貸住宅を整備していく必要があります。

そのためには、村内に住宅を求める方のニーズを把握し、どのような住宅が必要なのか明らかにする必要があります。

住宅の整備については、村有地及び私有地を確保し、定住促進に向けた住宅の整備を行います。

住宅建設が可能な場所が限られる本村において、今後の住宅需要の動向を確認しながら、引き続き空き家の活用や空き地の活用方法等を検討する必要があります。

#### 【施策の体系】

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 住宅と集落の整備 | (1) 良好な住宅地の形成     |
|          | (2) 村営住宅の計画的な整備充実 |
|          | (3) 居住環境の総合的整備    |
|          | (4) 空き家・空き地の管理・活用 |

#### (1) 良好な住宅地の形成

定住の促進と安心・安全・快適な住環境の確保に向け、集落環境に調和した住宅の誘導、自然環境や周辺環境に調和した宅地の確保に努めます。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ●安全・安心・快適な住環境の確保       |
| ●民間賃貸住宅等の可能性を検討        |
| ●島で働く人の住居の確保           |
| ●土地利用変更を含めた宅地の確保の検討    |
| ●村内での住み替えの希望にこたえる住宅の確保 |

## (2) 村営住宅の計画的な整備充実

高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、村営住宅の確保に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ●若年層の定住を促進する住まいづくりの推進<br>●総合的な居住環境の向上<br>●村営住宅の適切な管理・運営<br>●入居要件の適切な運用<br>●住替え可能な環境づくり |

## (3) 居住環境の総合的整備

すべての村民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、多目的広場・緑地、下水道等生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。

| 内容（具体策）                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------|
| ●すべての村民が安全で快適に生活できる住環境の確保<br>●生活道路、多目的広場・緑地、下水道等の生活水準の向上<br>●村民と協働による維持管理の検討 |

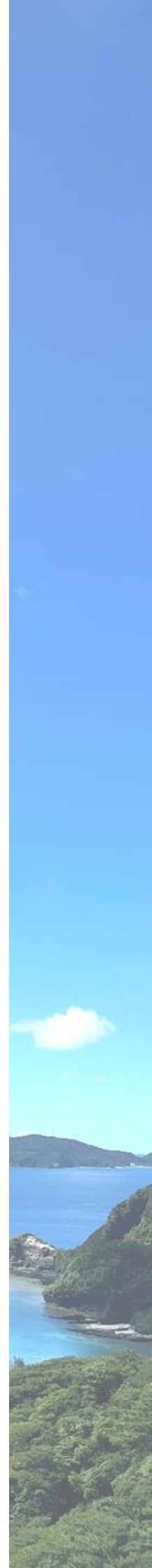
## (4) 空き家・空き地の管理・活用

限りある村内の居住空間において、空き家や空き地は貴重な資源です。空き家に関する情報収集や維持管理、利活用方策の検討などを積極的に進めます。

空き家の所有者に対しては、良好な管理を依頼するとともに、その申し出により除草等の管理ができるような仕組みの確立を検討します。

また、空き家の住宅や空き地としての提供など、その有効活用について積極的に検討します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●住宅としての提供と有効活用の検討<br>●体験型リノベーションや住民による空き家の修理等、空き家を使ったイベントの開催と定住化への活用<br>●空き家の活用。盆や旧正月を除いて賃貸する仕組みの検討<br>●空き家の所有者と借家希望者をマッチングする仕組みづくり<br>●民間管理会社の設立・誘致の促進 |



#### 4. 保健・医療の充実

##### 【現状】

本村の医療は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所と保健・福祉部門が連携し、総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携して、保険事業を行っています。

通院・入院にかかわる経済的負担軽減を目的に、平成 29 年 10 月より不妊に悩む方に対して、特定不妊治療に係る費用の一部を助成する渡嘉敷村特定不妊治療費助成事業特定不妊治療にかかる費用一部助成事業を行っています。

妊婦及び出産に係る支援としては、「妊産婦健診費用一部助成」「妊産婦健診に係る渡航費用(船賃)助成」「出産助成金制度」を実施しています。

##### 【課題】

国民健康保険事業については、医療給付費の抑制を図るためには、村民一人ひとりが健康への自覚と、認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の受診率の向上を図り、後発医薬品の普及促進と併せて、医療費の抑制に努める必要があります。

地域包括支援センターによる運動指導士を招聘しての運動や、健康づくりウォーキングをとおして、介護予防の取り組みの継続及びさらなる充実が必要となっています。

保健事業については、健康の維持、医療費の抑制につなげる取り組みとして、特定健診及び各種健診の受診率向上で、疾病の早期発見早期治療につなげる必要があります。

母子・乳幼児の健康の維持のため、健康診査・相談を実施する必要があります。

関係機関と連携し、オンライン診療等を推進することにより小児医療体制の充実強化を図る必要があります。

##### 【施策の体系】

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 保健・医療の充実 | (1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進 |
|          | (2) 各種健診の充実             |
|          | (3) 母子保健の充実             |
|          | (4) 感染症対策の推進            |
|          | (5) 食育の推進               |
|          | (6) 地域医療・救急体制の充実        |
|          | (7) 国民健康保険制度の運用適正化      |

##### (1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

誰もが生涯健康で暮らし続けることができるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、村民が主体となる健康づくりを推進します。

また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所と連携した医療体制の充実を図ります。

| 内容（具体策）                          |
|----------------------------------|
| ●健康づくりに関する広報・啓発活動の推進、教室・イベントの開催等 |
| ●早期の相談機関の利用、適切なサービス・相談対応の支援      |
| ●保健部門の専門職の安定的確保                  |
| ●オンライン診療等最新技術の導入検討               |

## （2）各種健診の充実

ライフステージに応じた心身の健康づくりや特定健診・がん検診等各種健診の充実に努めます。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

| 内容（具体策）               |
|-----------------------|
| ●生活習慣病予防に向けた特定健診の実施   |
| ●がん検診等各種健診の充実         |
| ●特定保健指導の実施            |
| ●健康教育、健康相談等のフォロー体制の充実 |

## （3）母子保健の充実

妊娠期から健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

| 内容（具体策）                                    |
|--------------------------------------------|
| ●妊娠期からの健康診査・個別指導の充実                        |
| ●健康教育の実施、相談・指導体制の充実                        |
| ●妊産婦健診費用一部助成、妊産婦健診に係る渡航費用(船賃)助成、出産助成金制度の継続 |

## （4）感染症対策の推進

2019 年末、中国武漢市から報告された新型コロナウイルスは、世界各地で猛威を振るい、本村の住民生活や地域経済への影響も大きなものとなりました。当面はこの新たな感染症と共存しながら地域社会を営む必要があります。

感染症に関する情報の積極的な発信を行うとともに、予防接種の推進を図り、村内での感染症の蔓延を防ぎます。

| 内容（具体策）                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及</li> <li>●感染拡大防止体制の充実</li> </ul> |

#### （5）食育の推進

食育に対する意識を高め、食を通じた健康づくりや村民同士のコミュニケーション等を促進します。

| 内容（具体策）                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育現場における食育の推進</li> <li>●地産地消の推進と食文化の継承</li> </ul> |

#### （6）地域医療・救急体制の充実

沖縄県地域医療構想等と連携し、県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所の機能拡充、医師・看護師の安定確保のための沖縄県との連携、沖縄県との広域的医療ネットワークづくりに努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所と連携強化</li> <li>●県と連携した医師・看護師の安定確保への取り組み支援</li> <li>●沖縄県との広域的医療のネットワークづくり</li> <li>●オンライン診療等の遠隔医療の環境整備</li> <li>●医療・福祉サービスの確保</li> <li>●質の高い医療体制、感染症対策、保健衛生環境の充実</li> </ul> |

#### （7）国民健康保険制度の運用適正化

国民健康保険制度に対する意識の高揚を図り、制度の適正運用に努めます。

| 内容（具体策）                                                          |
|------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険制度の適正運用</li> </ul> |



## 5. 高齢者・障がい者福祉・地域福祉の充実

### 【現状】

福祉のあり方は、従来の「支える側」、「支えられる側」という関係から、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具現化に向けた取り組みが進められています。

地域包括ケアの仕組みを具体化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する必要があります。

### 【課題】

包括的な支援体制を構築して、以下にあげるような項目について具体的な施策を検討する必要があります。

加齢による筋力の低下を防ぐ運動による介護予防や、生活習慣病の予防・重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援を実施する必要があります。

地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築、介護職員の養成が必要です。

障がい者福祉については、渡嘉敷村障がい者保健福祉計画の推進、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談や、障がいの予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障がい者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等の充実が必要です。

### 【施策の体系】

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 高齢者・障がい者福祉・地域福祉の充実 | (1) 高齢者支援推進体制の充実         |
|                    | (2) 保健福祉サービスの推進          |
|                    | (3) 生きがいづくりと社会参加の促進      |
|                    | (4) 高齢者が住みよいむらづくりの推進     |
|                    | (5) 障がい者支援の総合的推進         |
|                    | (6) 労働機会や居住の場の拡大と社会参加の促進 |
|                    | (7) 福祉意識の高揚と地域の体制確立      |
|                    | (8) 社会保障制度の充実            |

#### (1) 高齢者支援推進体制の充実

各種制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、相談などの支援活動等総合的な推進体制の強化を図ります。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種制度やサービスの周知・資質向上</li> <li>●相談などの支援活動など総合的な推進体制の強化</li> <li>●地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築、介護職員の養成</li> <li>●高齢者生活福祉センターの生活支援ハウスとショートステイの利用支援</li> </ul> |

## （2）保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部門の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

| 内容（具体策）                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の介護予防の充実</li> <li>●健康づくりに向けた関連部門の連携強化</li> <li>●健診・指導・健康教育・相談等、各種保健サービスの充実</li> </ul> |

## （3）生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者がいつまでも自分らしく元気に生活を送ることができるよう、社会参加や生きがいつくりの促進、就労支援等を行います。

生活の中で、農業など体を動かし続けることが出来る環境づくりに努め、高齢者の生きがいつくりや健康づくりに貢献します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供</li> <li>●高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加の推進</li> <li>●畑作業など高齢者の生きがいつくり</li> </ul> |

## （4）高齢者が住みよいむらづくりの推進

高齢者が誰もが住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化を図ります。また、支援を必要とする高齢者のニーズに応じた適切な支援や、健康寿命の延伸へ向けた介護予防事業を行います。

| 内容（具体策）                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括ケアシステムの構築・深化</li> <li>●高齢者が生活しやすい住宅環境の整備</li> <li>●防災・防犯・交通安全対策の充実</li> <li>●地域での見守り活動等の充実</li> </ul> |

#### (5) 障がい者支援の総合的推進

障がいのある人一人一人の特性に応じ、障害福祉サービスの提供や就労支援、外出支援の充実等、自立や自分らしい生活の実現へ向けた支援の充実を図ります。

居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など障がい福祉サービスの提供を図ります。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●介護給付の実施</li><li>●自立訓練・就労支援等給付の実施</li><li>●渡嘉敷村障がい者保健福祉計画の推進、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談の実施</li><li>●障がいの予防・早期支援の充実</li><li>●自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業</li><li>●重度心身障がい者医療費助成事業</li><li>●補装具給付事業</li><li>●自立支援給付事業</li></ul> |

#### (6) 労働機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

相談の充実や障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の確保に努め、居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

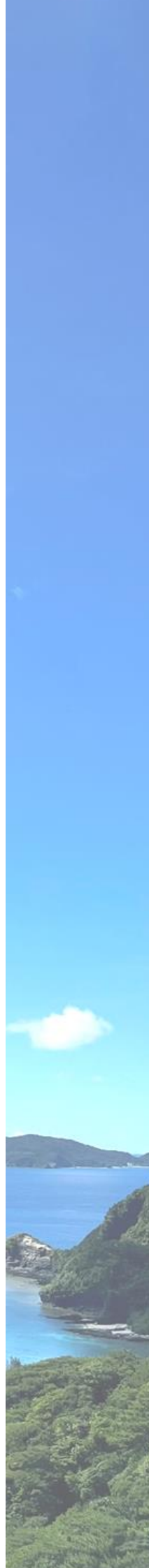
| 内容（具体策）                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●相談機会の充実</li><li>●各種制度の周知・啓発</li><li>●福祉的就労機会の確保</li><li>●居住の場の拡大</li></ul> |

#### (7) 福祉意識の高揚と地域の体制確立

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など、村民の福祉意識の高揚に努めます。

また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。

| 内容（具体策）                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●広報・啓発活動、福祉教育の推進</li><li>●福祉イベントの開催</li></ul> |



- 地域住民との交流事業や世代間交流の実施
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動充実
- 各種関係団体の活動支援の実施

#### (8) 社会保障制度の充実

低所得者への相談体制の確立と、適切な制度の運用に努めます。また、国民年金制度の広報と相談に努め、加入を促進します。

| 内容（具体策）                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●低所得者への相談体制の確立と適切な制度の運用</li> <li>●国民年金制度の広報・相談・加入の促進</li> </ul> |



## 6. 子育て支援の充実

### 【現状】

本村では、子育て世代への支援として、こども医療費助成(現物給付による窓口無料化)、中学卒業時までの入院・通院費助成を行っています。

また、へき地保育所から認可保育所へ移行、保健指導所内「ひみつきち」での母子交流の場の提供、ファミリーサポート事業等を推進し、保育環境の充実を図ってきました。

### 【課題】

核家族化の進展や移住者の増加等により、子育て家庭を村全体で支援していく視点に立ち、関連部門・機関一体となり家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な支援の推進が必要となっています。

### 【施策の体系】

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 子育て支援の充実 | (1) 総合的な子育て支援の充実  |
|          | (2) 保育サービスの充実     |
|          | (3) 要保護児童等への対応の推進 |
|          | (4) 相談・援助体制の充実    |
|          | (5) 親の育児能力向上の支援   |

#### (1) 総合的な子育て支援の充実

村内の子育て世代の応援と、子育て世代の定住促進を図るため、「子育てしやすいむら」の体制づくりを進め、本村への定住の魅力づくりとして子育て支援を位置づけます。

| 内容（具体策）                                  |
|------------------------------------------|
| ●「子育てしやすいむら」の総合的な体制づくり                   |
| ●ファミリーサポート事業の継続                          |
| ●産婦検診費用の一部助成、妊婦検診・産婦検診に係る本島往復渡航費の負担軽減の継続 |
| ●出産助成金制度の継続実施                            |
| ●子ども医療費助成制度の充実                           |
| ●特定不妊治療に係る費用の一部助成の継続                     |
| ●母子交流の場の提供                               |
| ●フェリーターミナル等への授乳室の設置                      |
| ●子育て世代や若者等の移住・定住を促進するための住環境の整備           |
| ●子どもの貧困への対応                              |



## (2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応した保育所での保育内容の充実を図るとともに、地域での子育て支援の拠点となる保育所の地域活性化事業の充実に努めます。

| 内容（具体策）                                  |
|------------------------------------------|
| ●保育内容の充実<br>●保育所の地域活動事業の充実<br>●保育所の適切な運営 |

## (3) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、児童虐待などによる要保護児童への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

| 内容（具体策）                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| ●児童虐待などによる要保護児童への適切な対応<br>●ひとり親家庭への支援の推進<br>●障がい児施策の充実<br>●子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の充実 |

## (4) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制の機能充実に努めます。

| 内容（具体策）                                              |
|------------------------------------------------------|
| ●育児不安や子育ての悩み相談・援助体制の機能充実<br>●安心して産み育てられる相談・援助体制の機能充実 |

## (5) 親の育児能力向上の支援

親が子育てを自立して行うことができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくりができるティータイムを引き続き実施します。

| 内容（具体策）                                      |
|----------------------------------------------|
| ●子育て相談や子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備<br>●ティータイムの継続・充実 |

## 多様な能力を発揮し、未来を拓く碧島

基本目標 3：多様な能力を発揮し、未来を拓く碧島

- 幼児教育・学校教育の充実
- 安心して学べる学習環境の整備・充実
- 生涯学習・スポーツの振興
- 地域文化の継承・創造

教育  
文化



【みんなで目指す目標】

| 達成度を図るための指標            | 将来目標値<br>(令和 15 年度) |
|------------------------|---------------------|
| 地域の風土や文化について知っている割合    | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 目的を持って学んでいるものがあると答える割合 | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 芸術に触れて感動したことがあると答える割合  | 増加<br>(村民アンケート)     |

### 1. 幼児教育・学校教育の充実

【現状】

本村における少子高齢化や人口減少、国内外における ICT 化、グローバル化社会の進展等といった近年の社会構造の変化や、家庭や地域の変化、保護者の価値観の変容等に伴い、学校教育に対するニーズは多様化・複雑化しています。

文科省は「OECD 教育 2030 と学びの羅針盤」：ラーニングコンパスの提唱を踏まえた学習指導要領の改定により、子ども達が未来を切り開く力を育むための方針が示される等、教育の在り方について、全国的に大きな変革の時期を迎えています。

国が推進する GIGA スクール構想の実現に向けて教育環境の充実を図る必要があります。

村内には、渡嘉敷幼稚園、渡嘉敷小学校、阿波連小学校、渡嘉敷中学校があり、幼児教育、学校教育を行っています。

児童数は減少傾向にありましたが、近年はダイビング等マリンレジャー等の進展による移住者の増加等の影響により児童数は横ばいの状況です。

また、村内の民間事業者による離島留学も行われています。

【課題】

地域により、子どもの数に違いがあり、村全体としては少子化が進んでいることから、小学校のあり方も含め将来の教育環境を見据えたうえで検討する必要があります。

## 【施策の体系】

|                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 幼児教育・学校教育の<br>充実 | (1) 幼児教育・学校教育の充実          |
|                  | (2) Society5.0 の推進        |
|                  | (3) 子どもたちの学習環境を第一に考えた環境整備 |
|                  | (4) 安全に通学できる環境の整備         |
|                  | (5) 学校教育施設・設備の整備・充実       |
|                  | (6) 学校給食の充実               |

### (1) 幼児教育・学校教育の充実

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもが健やかに成長し安心して子育てができる環境の充実に取り組みます。

乳幼児期からの発達の連続性に配慮し、保育園・幼稚園・小学校等との連携を図ります。

本村の子どもたちが将来、社会で活躍する人材へ成長することができるよう、学習習慣と基礎学力の定着のための取組を行うとともに、現代社会で求められている英語やプログラミング等の教育を推進します。

また、変化する多様な時代を生き抜く力を身に付けられるよう、他人を思いやる温かなこころを育み、たくましい体力を増進させるための取組を推進します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代を対象とした講習会・講演会等の実施</li> <li>●子育て世帯の地域活動への参加促進</li> <li>●保育園・幼稚園・小学校等との連携による教育機能の充実</li> <li>●基礎的・基本的な学力の向上</li> <li>●個に応じた指導方法の工夫改善（個性や創造性を伸ばす）</li> <li>●授業の質の向上</li> <li>●ICT を活用した教育の推進</li> <li>●英語やプログラミング学習の推進</li> <li>●高校・大学進学のための支援の実施</li> <li>●国際化、情報化、環境教育・郷土教育など時代変化に対応した教育内容の充実</li> <li>●健康管理体制や相談体制など心身ともに健全な児童生徒の育成</li> <li>●特別支援教育の充実</li> <li>●地域を深く知り、地域や社会のつながりを大切にする環境づくり</li> <li>●離島のハンデを克服するための教育環境への支援</li> </ul> |

- 道徳教育、人間教育の推進
- 食育の推進

## (2) Society5.0 の推進

「一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」としての Society5.0 の実現を目指し、教育現場では、新学習指導要領が 2020 年度より小学校から段階的に実施され、「主体的・対話的で深い学び」による資質・能力の育成を図り、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指した取り組みを促進します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●ギガスクールの推進</li> <li>●学校教育の充実、自立に向けた資質能力を伸ばす教育、時代の変化に対応した魅力ある学校教育の推進</li> <li>●多様な職業能力の育成・開発、地域づくりを担う人材の育成・確保、地域の安心を支える人づくりの推進</li> <li>●高度人材の育成と活用、産業を担う人づくりの推進</li> <li>●オンライン学習塾の継続</li> <li>●教育に係る費用の助成（大学まで）の検討</li> </ul> |

## (3) 子どもたちの学習環境を第一に考えた環境整備

本村の小学校教育は、渡嘉敷小学校と阿波連小学校の 2 校で行っています。両校とも複式学級もあり、村内のニーズ等も踏まえた学習環境のあり方を検討します。

| 内容（具体策）                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●村内小学校の学習環境のあり方の検討</li> <li>●認定こども園の可能性の検討</li> <li>●幼稚園通園バスの適切な運営と安全管理の徹底</li> </ul> |

## (4) 安全に通学できる環境の整備

児童生徒の登下校時における安全確保や、クラブ活動等児童の帰宅時間への希望がかなえられる通学環境の整備を目指します。

| 内容（具体策）                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発活動の推進</li> <li>●地域による見守り活動の推進</li> <li>●通園バスの安全性の確保</li> <li>●フェリーターミナル等への授乳室の設置</li> </ul> |

(5) 学校教育施設・設備の整備・充実

体育館等の校舎の建て替え計画を進めるとともに、教育施設・設備の整備・充実を図るほか、施設の改修などに合わせてバリアフリー化を進めます。

また、教職員住宅の老朽化に対応して、リフォームや建て替えの検討を行います。

| 内容（具体策）                      |
|------------------------------|
| ●教育施設・設備の整備・充実               |
| ●建て替え等に合わせた学校教育施設のバリアフリー化の実施 |
| ●教職員住宅の建て替え、維持管理の検討          |
| ●交流施設等への Wi-Fi 環境の整備         |

(6) 学校給食の充実

学校給食の充実に努めるとともに、地産地消や食育の観点に立った取り組みを進めます。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ●地産地消や食育の視点に立った取り組みの実施 |
| ●地域からの食材の提供            |





## 2. 安心して学べる学習環境の整備・充実

### 【現状】

本村では、ICT を活用し離島に居ながら学べる環境を作ることで、子どもたちの競争意識をはぐくみながら児童生徒の学力向上を図るために「渡嘉敷村オンライン学習塾」を行っています。

### 【課題】

今後は、オンライン学習塾と学校との連携を強化していく必要があります。

学習環境を整備するために、子どもたちが利用する学習施設や公共施設への Wi-Fi 設置を継続して推進する必要があります。

子どもたちが安心して学校で学ぶことができるよう、学校施設の維持・修繕や、学校運営への保護者、地域住民の参画を行う等、教育環境の整備を進める必要があります。

### 【施策の体系】

|                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| 安心して学べる学習<br>環境の整備・充実 | (1) 地域で見守る子育て環境づくり         |
|                       | (2) 高等学校教育及び大学・専門学校等への進学支援 |

#### (1) 地域で見守る子育て環境づくり

碧島の人や自然、文化とのふれあいの機会を通して、豊かな心とたくましい体を培う環境づくりを行います。

そのためには、子どもと地域の人との交流の促進、遊び場等の環境整備を進めます。

| 内容（具体策）                  |
|--------------------------|
| ● 3世代が遊べる場所づくりに取り組む      |
| ● 子育て世代で阿波連生活館の活用を検討     |
| ● 園庭の開放、跡地の開放の検討         |
| ● 住民による公園などの遊び場の整備       |
| ● PTA と連携した学校づくりや地域活動の推進 |

#### (2) 高等学校教育及び大学・専門学校等への進学支援

高校生就学支援事業として、通学費及び住居費の助成を実施しているが、新たに大学及び専門学校等の高等教育機関までの進学支援の実施を検討します。

| 内容（具体策）                     |
|-----------------------------|
| ● 高校生就職支援事業（通学費及び住居費の助成）の継続 |
| ● 大学までの進学支援の検討              |

### 3. 生涯学習の振興

#### 【現状】

生涯学習活動は、生きがいや活力のある生活をもたらすものです。個々の興味、関心、能力、目的に応じた多様な活動は、個性や多様性を育み、自分らしい人生を送る上で礎となります。

また、むらづくりの一環として、魅力ある生涯学習の取り組みが必要であり、そのための学習環境づくりが求められています。

#### 【課題】

本村の生涯学習の中心施設である中央公民館は老朽化により建て替え時期を迎えています。本村に必要な周辺施設も含めて複合施設としての建て替えを進める必要があります。

建て替えが予定されている中央公民館や阿波連生活館など社会教育施設の充実に努めるとともに、村民の学習ニーズを把握しながら、多様で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

#### 【施策の体系】

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 生涯学習の振興 | (1) 社会教育関連施設の充実         |
|         | (2) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供 |
|         | (3) 学習成果の活用             |
|         | (4) 指導者の育成と団体等の活動支援     |
|         | (5) スポーツ施設の整備充実・有効活用    |
|         | (6) 多様なスポーツ活動の普及促進      |
|         | (7) スポーツ団体、指導者の育成       |
|         | (8) 競技スポーツとの交流          |

#### (1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる公民館などの施設の充実に図るとともに、利用者ニーズに応じた運用を行います。

村中央公民館の建て替えを予定しており、複合施設として機能の充実に図ります。

| 内容（具体策）                      |
|------------------------------|
| ●利用者ニーズに応じた運用の検討             |
| ●複合施設としての中央公民館の建て替え、必要な機能の導入 |
| ●公民館の建て替えに伴う生涯学習等の村民意向の反映    |

#### (2) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心都市、「渡嘉敷についての学び」、「家庭教育学級」、「成人向け講座開設」など多彩で特色ある生涯学

習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報誌やホームページをはじめ、多様な学習情報提供の充実を図ります。

| 内容（具体策）                                       |
|-----------------------------------------------|
| ●生涯学習に対するニーズの把握                               |
| ●「渡嘉敷についての学び」、「家庭教育学級」、「成人向け講座開設」などの体系的な整備と提供 |
| ●学習情報提供の充実                                    |
| ●本村の自然や歴史文化を体験できるプログラム作り                      |

### （3）学習成果の活用

村民の学習活動を支援し、学習の成果をむらづくり・人づくりに活かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する渡嘉敷村文化祭の継続・発展と、国立沖縄青少年交流の家との連携などを図ります。

| 内容（具体策）          |
|------------------|
| ●渡嘉敷村文化祭の継続・発展   |
| ●国立沖縄青少年交流の家との連携 |

### （4）指導者の育成と団体等の活動支援

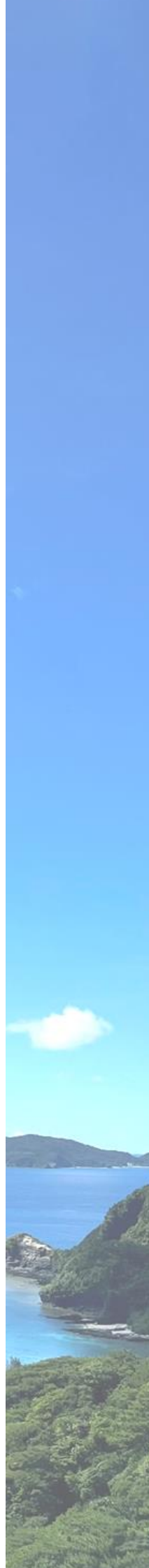
様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習・スポーツ活動への支援、各種の学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

| 内容（具体策）               |
|-----------------------|
| ●指導者やボランティアの育成確保      |
| ●生涯学習・スポーツ活動への支援      |
| ●各種の学習団体・グループの育成・支援   |
| ●生涯学習・スポーツ活動 住民の力を借りて |

### （5）スポーツ施設の整備充実・有効活用

各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、村民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

| 内容（具体策）                 |
|-------------------------|
| ●利用ニーズに即した整備・充実         |
| ●管理運営体制づくり（村民との協働）      |
| ●スポーツができる環境づくり（ハード・ソフト） |



(6) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、村民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、誰もが楽しめるニュースポーツの普及等を図ります。

| 内容（具体策）                     |
|-----------------------------|
| ●スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動の推進 |
| ●情報の収集・提供                   |
| ●健康づくりプログラムの企画・実施           |
| ●ニュースポーツの普及                 |

(7) スポーツ団体、指導者の育成

各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、村民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化を促します。

| 内容（具体策）                      |
|------------------------------|
| ●各種スポーツ団体・クラブの育成・支援          |
| ●指導者やボランティアの育成・確保 村内にいる達人の活用 |

(8) 競技スポーツとの交流

各種競技スポーツの合宿等の誘致と交流を図り、村民スポーツの振興と交流人口の拡大に努めます。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ●村民スポーツの振興と交流人口の拡大     |
| ●交流の家に滞在するスポーツ合宿 交流 連携 |

## 4. 地域文化の継承・創造

### 【現状】

本村では、渡嘉敷村の文化財・文化的資源ガイドパンフレット作成等を通して文化の継承に取り組んできました。

社会教育団体等には助成を行っており、村の文化として育成を行っています。

歴史民俗資料館の活用が不十分な状況があり、有効な活用方法の検討が必要です。

### 【課題】

今後、地域文化の継承・創造への取り組みとして、独自の文化・芸術が生み出している地域の個性や独自性を再確認し、文化・芸術と人材を育成しながら地域活性化につなげる必要があります。

そのためには、生涯学習やコミュニティ活動、地域の団体等による芸術・文化の自主的な活動促進を図る必要があります。

また、地域行事体験を盛り込んだ観光コンテンツ（アドベンチャーツーリズム：ATツーリズム）の創造など新たな試みが必要です。

### 【施策の体系】

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 地域文化の継承・創造 | (1) 芸術・文化団体、指導者の育成 |
|            | (2) 文化イベント等の充実     |
|            | (3) 文化財の保存         |
|            | (4) 文化財の活用         |

アドベンチャーツーリズム（以下、AT）とは「アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」をいいます

### (1) 芸術・文化団体、指導者の育成

村内の各種芸能・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、村民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促進します。

| 内容（具体策）              |
|----------------------|
| ●各種芸術・文化団体の育成・支援     |
| ●指導者やボランティアの育成・確保    |
| ●大綱引きの保存継承           |
| ●社会教育団体・芸能団体等の育成     |
| ●民俗資料館の移設・活用・管理団体の検討 |
| ●獅子舞の保存・継承           |



## (2) 文化イベント等の充実

村内の文化財や本村の文化・芸術に触れる機会の充実や、歴史民俗資料館における展示、とかしき村文化祭等魅力ある文化行事の企画・開催により、村民の文化・芸術活動を推進するとともに、文化財や文化・芸術の保護、継承へつなげます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●村民が文化・芸術に触れる機会の創出</li><li>●歴史民俗資料館の有効利用</li><li>●文化行事の企画・開催</li><li>●地域行事体験を盛り込んだ観光コンテンツなどエコツーリズムの創造</li></ul> |

## (3) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。

また、民俗芸能など無形文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●指定文化財の適正な保護</li><li>●その他の文化財や埋蔵文化財の調査の実施</li><li>●無形文化財についての保存団体の育成・支援、後継者の確保</li><li>●独自の文化・芸術が生み出している地域の個性や独自性の再確認</li></ul> |

## (4) 文化財の活用

地域文化への理解を深めるため、啓発活動や講座、展示などを通じて、村民の文化財に対する意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動について、歴史民俗資料館を活用してその推進を図ります。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●啓発活動や講座、展示など通じて村民意識の向上を図る</li><li>●歴史民俗資料館を活用し、情報発信と交流活動の推進を図る</li><li>●文化・芸術と人材を育成し、地域活性化につなげる取り組みの実施</li></ul> |

## 渡嘉敷らしい自然と景観、環境を大切にする碧島

基本目標 4：渡嘉敷らしい自然と景観、環境を大切にする碧島

- 国立公園にふさわしい環境保全と循環型社会の形成
- 上下水道の整備・運営
- 景観の保全・形成

環境



【みんなで目指す目標】

| 達成度を図るための指標                     | 将来目標値<br>(令和 15 年度) |
|---------------------------------|---------------------|
| 電気のムダ使いを気にかけるなど、環境に配慮していると答える割合 | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 水を大切に使っていると答える割合                | 増加<br>(村民アンケート)     |
| 自慢したい地域の風景や名所があると答える割合          | 増加<br>(村民アンケート)     |

### 1. 国立公園にふさわしい環境保全と循環型社会の形成

【現状】

地球規模で進行している地球温暖化が引き起こす気候変動や、それに伴う様々な環境問題は今後も続くことが予想され、温室効果ガスの排出削減や日常生活における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、ごみの減量化等、環境への負荷を軽減させる取組が求められています。

【課題】

国立公園地域として、環境省等と連携した自然環境の保全や利用環境の整備が必要です。国立公園に指定されている本村ですが、山間部等に不法投棄がみられる現状であり、パトロールや監視体制の構築など具体的な防止策を検討するとともに、ごみの減量化やリサイクルの促進、再生可能エネルギーの導入等を推進する必要があります。

国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。本村においても、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

国により、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」(令和 6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設されました。本村においても森林環境譲与税の活用に向けた検討を行う必要があります。

村内では、外来種の侵入がみられます。陸域や海域の自然環境保護のため、村内に侵入しているモミジヒルガオやアメリカハマグルマ、ニホンイノシシ等の外来種の駆除及び新たな外来種の進入防止、及び固有種の密漁対策を行う必要があります。

## 【施策の体系】

|                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 国立公園にふさわしい環境保全と循環型社会の形成 | (1) 環境保全意識の高揚                        |
|                         | (2) 環境保全活動の促進                        |
|                         | (3) 美化運動の推進                          |
|                         | (4) 不法投棄の防止                          |
|                         | (5) し尿処理体制の充実                        |
|                         | (6) 再生可能エネルギーの導入検討、脱炭素、SDGs への取り組み強化 |
|                         | (7) ごみ収集・処理体制の検討                     |
|                         | (8) ごみ減量化の促進                         |

### (1) 環境保全意識の高揚

環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、村民の環境保全意識の高揚に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境負荷に対する意識の啓発</li> <li>●環境学習の充実</li> <li>●環境省と連携した環境保全に向けた取り組み強化</li> </ul> |

### (2) 環境保全活動の促進

環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源・省エネルギー運動、再生可能エネルギーの導入など、村民の主体的な環境保全活動の拡大・定着化、環境ボランティアの育成・支援に努めます。

また、希少動植物の保護や農地や森林の持つ公益的機能の増進を図るための地域住民に持続的な生産活動や多様な保安全管理活動を支援します。

さらに、河川・海洋域など水辺の豊かな自然環境の保全に努めます。このため、合成洗剤から天然石鹸への切り替えなど、環境負荷に対する村民意識の啓発に努めます。

また、無人島の保全・活用については、無届のキャンプをなくし、海岸環境の保全に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境美化運動・リサイクル運動・省資源・省エネルギー運動など環境保全活動の拡大・定着化</li> <li>●環境ボランティアの育成・支援</li> <li>●希少野生動物種の保護</li> <li>●農地や森林のもつ公益的機能の増進</li> <li>●水域・陸域を含めた生物多様性の保全</li> </ul> |

- 無人島の保全・活用
- 河川・海洋域への土砂流出防止
- 住民が自然を楽しめる環境やイベントづくり
- 自然環境を利用する際のルールと管理体制の構築
- 国立公園として利用と保全策の検討
- 脱炭素社会の実現
- 野良ネコの適正な管理の実施
- 生物多様性の保全
- 固有種の密漁対策の実施

### (3) 美化運動の推進

住民や関連団体の主体によるビーチクリーン等が実施されています。今後も村民参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア清掃用ごみ袋の交付の継続</li> <li>●一斉清掃や美化活動の促進</li> <li>●河川の清掃、海岸清掃の取り組みの推進</li> <li>●美化活動のイベント等の実施による住民や来島者の参画の促進</li> </ul> |

### (4) 不法投棄の防止

循環型社会の実現に向け、ポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動や監視体制と強化します。

| 内容（具体策）                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川や森林へのごみの投棄の防止</li> <li>●監視体制の強化（村民監視）</li> </ul> |

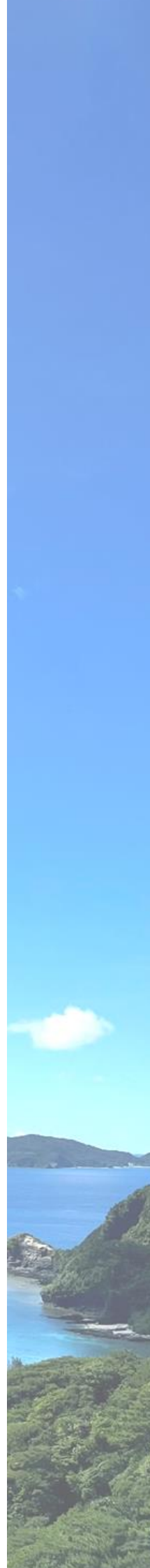
### (5) し尿処理体制の充実

下水道事業の進捗に伴うし尿の減少、観光客等の増加による処理量の増加、浄化槽汚泥の増加等を見据えながら、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

| 内容（具体策）                                                             |
|---------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実</li> </ul> |

### (6) 再生可能エネルギーの導入検討、脱炭素、SDGsへの取り組み強化

温室効果ガスの排出削減へ向け、再生可能エネルギーの導入・活用を促進するとともに、省エネルギーに関する普及・推進・啓発を進めます。



国は、脱炭素の目標として、2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。公共部門における太陽光発電の率先導入を進め、2030 年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の約 50%に太陽光発電を導入することが求められており、今後検討を進めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進</li><li>●人や環境に優しい再生可能エネルギーの導入の検討</li><li>●公共施設への再生可能エネルギー設置検討</li><li>●村内の自動車を減らすための取り組みの検討</li><li>●電気自動車等の公用車への導入推進と公共交通や自家用車への導入促進</li><li>●SDGs の目標達成に向けた取り組み強化</li><li>●森林環境譲与税の活用</li></ul> |

#### （7）ごみ収集・処理体制の検討

渡嘉敷村クリーンセンターの老朽化が進んでおり、広域化も踏まえたごみ処理体制の検討を行います。

それに伴い、ごみの排出動向や新たな処理体制に即した持続可能な分別収集体制を検討し、広報・啓発活動の推進を通じた分別排出の徹底に努めます。

| 内容（具体策）                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●ごみ処理体制の広域化も踏まえた検討</li><li>●排出動向・関連法・処理体制に即した持続可能な分別収集体制の充実</li></ul> |

#### （8）ごみ減量化の促進

広報・ホームページによる周知や、各団体や教育現場での説明会等広報・啓発活動の推進、推進団体の育成等を通じ、村民や事業者の減量運動をはじめ、リサイクル活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式への転換を進めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●広報・ホームページによる周知</li><li>●各団体や教育現場での説明会等などの広報・啓発活動の推進</li><li>●推進団体の育成</li><li>●減量運動・リサイクル活動の促進（村民・事業者）</li></ul> |



## 2. 上下水道の整備・運営

### 【現状】

水道広域化については、沖縄県企業局による施設整備進行中であり、令和 5 年度供用開始予定となっています。

下水に関しては、字渡嘉敷地域（渡嘉志久含む）では合併処理浄化槽整備、阿波連地域は公共下水道の計画的な維持管理を行う必要があります。

### 【課題】

下水道の未整備地区については、水洗化の普及を図るとともに、合併浄化槽の普及も含めて村内全域の下水道課を進めていくことが必要です。

### 【施策の体系】

|            |               |
|------------|---------------|
| 上下水道の整備・運営 | (1) 水道事業の健全運営 |
|            | (2) 節水意識の高揚   |
|            | (3) 下水道整備の推進  |
|            | (4) 経営安定化の推進  |

#### (1) 水道事業の健全運営

沖縄県企業局により水道広域化に向けた整備が行われており、整備後は村として配水事業の健全な運営に努めます。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ●水道事業の着実な運営            |
| ●有収率の向上                |
| ●水道事業の事務の合理化・効率化・経費の節減 |

#### (2) 節水意識の高揚

住民や観光客を対象として、節水に心がけ、水資源を大切にすること意識の高揚に努めます。

| 内容（具体策）              |
|----------------------|
| ●節水と水資源を大切にすること意識の高揚 |
| ●観光客への啓発活動の実施        |



### (3) 下水道整備の推進

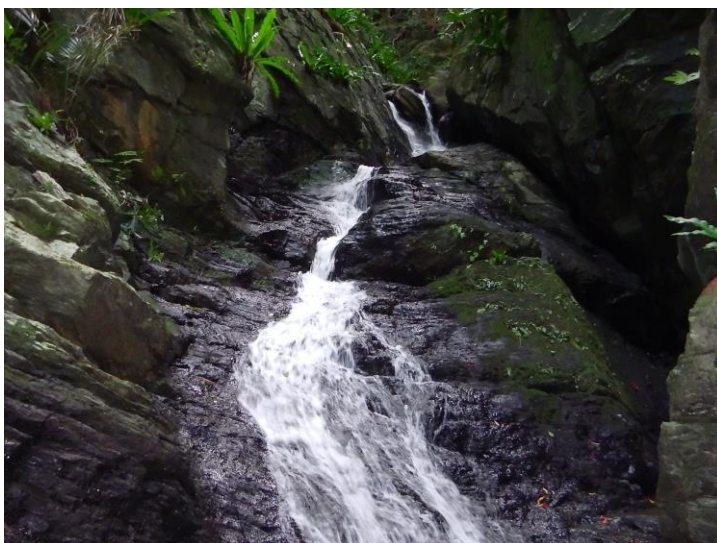
公共下水道、合併処理浄化槽の整備など下水道事業の推進を図り、村全域における下水・生活排水処理施設整備の早期実現に努めます。

| 内容（具体策）                 |
|-------------------------|
| ●公共下水道、合併処理浄化槽の整備、維持・管理 |
| ●下水・生活排水処理施設整備の早期実現     |

### (4) 経営安定化の推進

水環境・水資源に関わる啓発活動を推進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を推進します。

| 内容（具体策）               |
|-----------------------|
| ●水環境・水資源にかかわる啓発活動の促進  |
| ●水洗化の普及を図り、事業経営安定化の推進 |



### 3. 景観の保全・形成

#### 【現状】

令和2年2月に策定した渡嘉敷村景観計画を推進し、「集落景観」「自然景観」「農地景観」「島の玄関景観」「海域景観」の5つの景観形成を推進します。

村内では、定期的な海岸清掃活動など、住民主体とした環境・景観の保全活動への取り組みも行われてきています。地域住民と協力して、さらなる環境保全への取り組みを推進する必要があります。

#### 【課題】

村民と行政が協働し、自然景観や集落の景観の保全に努め、美しい景観を確保していくことが必要です。

#### 【施策の体系】

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 景観の保全・形成 | (1) 景観計画に即したむらづくりの推進 |
|          | (2) 集落景観づくり          |

#### (1) 景観計画に即したむらづくりの推進

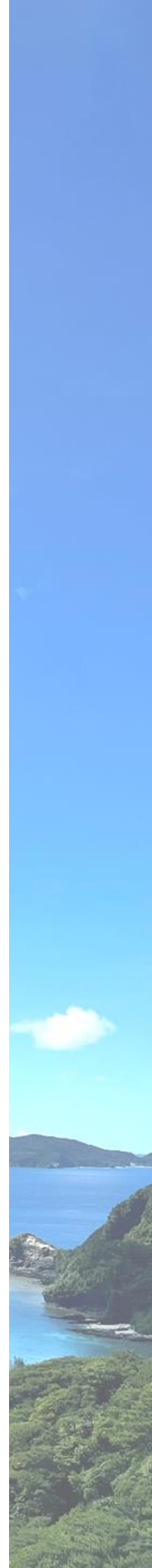
渡嘉敷村景観計画にもとづき、本村らしい自然景観や山林と共生する集落景観づくりを進めていきます。

| 内容（具体策）                |
|------------------------|
| ● 渡嘉敷村景観計画に即した景観づくりの推進 |
| ● 渡嘉敷港、各集落、沿道周辺などの整備   |
| ● 撮影スポット等観光資源としての活用推進  |

#### (2) 集落景観づくり

むらの玄関口となる渡嘉敷港、各集落、沿道沿いなどは景観の整備を図るとともに、サインの統一、外国人への対応など、景観に配慮した整備に努めます。

| 内容（具体策）                      |
|------------------------------|
| ● 渡嘉敷らしい、自然と調和した集落景観づくりの推進   |
| ● 村特有の自然景観・田園・山林などと共存する景観の保全 |



## 協働の碧島

### 基本目標 5：協働の碧島

- 村民主体のむらづくりの推進
- 誰もが自分らしく活躍できる社会の形成
- 自治体経営の推進

### 住民活動 行財政



#### 【みんなで目指す目標】

| 達成度を図るための指標                                | 将来目標値<br>(令和 15 年度)                  |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 地域活動やボランティア活動をしていると答える割合                   | 増加<br>(村民アンケート)                      |
| 不当な差別がない社会だと思うと答える割合                       | 増加<br>(村民アンケート)                      |
| 開発や公共事業は住民意見を反映していると答える割合                  | 増加<br>(村民アンケート)                      |
| 地域活動への参加                                   | 増加<br>(村民アンケート)                      |
| 住民や関係人口を巻き込んだ村づくりを考える場の創出<br>(仮称 渡嘉敷村戦略会議) | 定期開催                                 |
| ふるさと納税・企業版ふるさと納税の取り組みによる関係人口の増加            | ふるさと納税 60 件<br>企業版ふるさと納税 5 件<br>(年間) |

## 1. 村民主体のむらづくりの推進

### 【現状】

第 5 次総合計画を策定する際に、村民参画・協働の取組みとして多くの住民や村内の中学生、子育て世代が参加したワークショップを開催し、活発なご意見を頂きながら本計画の策定を行いました。参加いただいた皆さんからも、このような機会を継続していくことを求める声が多くあがり、継続的に村民参画・協働への取組みを推進する必要があります。

そのような取組みを通して、村民と行政が協働し、むらづくりの様々な場面で住民を主体とした活動が生まれてくるように取り組んでいきます。

### 【課題】

本村は渡嘉敷区と阿波連区の 2 つからなっており、また、人口も 700 人ほどであることから、村民と行政の顔が見える関係を築きながらむらづくりを行っています。このような利点を生かし、村民と行政が情報共有を図りながら、協働のむらづくりを推進する必要があります。

## 【施策の体系】

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 村民主体のむらづくりの推進 | (1) 協働のむらづくりのための村民参画の仕組みづくり |
|               | (2) 広報・広聴活動の充実              |
|               | (3) 情報公開の推進                 |
|               | (4) 村民団体、ボランティア等の育成・支援      |
|               | (5) コミュニティ意識の高揚             |
|               | (6) コミュニティの活性化支援            |

### (1) 協働のむらづくりのための村民参画の仕組みづくり

本村が住みよい村となるよう、村民や団体、事業者、関係機関、行政等のあらゆる主体が情報を共有し、意見交換や対話を重ねながら、協働のむらづくりを推進します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●村民が自主的・積極的に参加するための仕組みづくり</li> <li>●協働をコーディネートする職員の意識改革・育成</li> <li>●あらゆる主体が参加し、継続してむらづくりを話し合う場の創出</li> <li>●住民の力を活かした持続可能な村づくり（公園の維持管理や環境美化等）の推進</li> <li>●地区・各種団体が自主的・主体的に行う活動への支援の検討</li> <li>●地域づくり活動に関わる人や団体の育成</li> <li>●地区の活性化に向けた取り組みへの支援</li> </ul> |

### (2) 広報・広聴活動の充実

広報やホームページの内容充実、SNS などの活用を図るとともに、政策・施策に村民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報とかしきやホームページを活用した意見聴取、各アンケートの実施、各団体における広聴活動、ワークショップ等による意見交換等、村民と行政の情報交換を積極的に進めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報・ホームページの内容充実、SNS の活用</li> <li>●意見聴取、各種アンケートの実施、各種団体における公聴活動、ワークショップ等の実施による積極的な情報交換の推進</li> </ul> |



### (3) 情報公開の推進

村民への説明責任を果たし、村政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

| 内容（具体策）      |
|--------------|
| ●村政運営の透明性の確保 |

### (4) 村民団体、ボランティア等の育成・支援

多様な村民団体・ボランティア・NPO 等各種団体の自主的な活動を育成・支援する他、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

| 内容（具体策）                      |
|------------------------------|
| ●自主的な活動の育成・支援、活動に参加しやすい環境づくり |
| ●村民団体、ボランティア等への支援の充実         |

### (5) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動を始め、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

| 内容（具体策）                         |
|---------------------------------|
| ●各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携の促進 |
| ●情報提供や地域リーダーの育成                 |
| ●明るく挨拶ができる島。観光客へのホスピタリティの醸成を図る  |

### (6) コミュニティの活性化支援

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、公園等身近な施設の維持管理、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

| 内容（具体策）                                    |
|--------------------------------------------|
| ●自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動への支援 |
| ●地域コミュニティの醸成                               |

## 2. 誰もが自分らしく活躍できる社会の形成

### 【現状】

国連「2030 アジェンダの採択」SDGs 17 の目標において、「5.ジェンダー平等の実現」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」という目標が掲げられました。

人権は誰もが生まれながらにして持っている権利です。一人一人の村民がかげがえのない個人として尊重されなければなりません。

近年、性別や障がいの有無、インターネットによる人権侵害や、こころと身体の性が一致しない人に対する人権侵害、ヘイトスピーチ等が大きな問題となっています。

また、近年、女性の社会参加が進み、男女共同参画や女性活躍の推進に対する意識の高まりがみられます。しかしながら、仕事・家事・子育てによる女性の負担が増えており、男性の家庭への参画やそのための環境、制度の整備が求められています。

すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、あらゆる視点からの基盤整備が求められています。

### 【課題】

SDGs 17 の「5.ジェンダー平等の実現」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」という目標は、本村においてもすべての村民が互いに尊重し合い、すべての人が自分らしく生きることが出来る社会の実現のためには必要不可欠な目標だと考えます。

人権に関する情報の周知・啓発を行うとともに、村民に対する人権教育を実施します。

また、あらゆる人権問題に対応することができるよう、関係部署・関係機関等との連携を図ります。

### 【施策の体系】

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 誰もが自分らしく活躍できる社会の形成 | (1) 男女共同参画に向けての意識づくり |
|                    | (2) 男女が共に生きる環境づくり    |
|                    | (3) 人権教育・啓発の推進       |

#### (1) 男女共同参画に向けての意識づくり

誰がかげがえのない個人として尊重される村の実現に向け、村民に対し、人権や男女共同参画に関する周知・啓発等を行います

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する村民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。



| 内容（具体策）                                                 |
|---------------------------------------------------------|
| ●実態等に関する意識調査や研究<br>●人権や男女共同参画に関する周知・啓発活動の実施<br>●相談体制の充実 |

## (2) 男女が共に生きる環境づくり

職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発を行い、働く場での男女平等を推進するとともに、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

学校等において、人権教育や男女共同参画に関する教育を推進し、人権や男女共同参画に対して理解を深め、他人を思いやることを育みます。

| 内容（具体策）                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●労働条件や環境の整備に向けた啓発<br>●子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備<br>●女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図る<br>●ジェンダー平等、性の多様性の尊重 |

## (3) 人権教育・啓発の推進

村民 1 人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職場その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

| 内容（具体策）                            |
|------------------------------------|
| ●学校、家庭、地域、職域などで人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進 |

### 3. 自治体運営の推進

#### 【現状】

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.11（令和元年度）となっており、県平均の0.39を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。資源が限られている中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民のニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。

#### 【課題】

自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために、組織改革とデジタル人材の育成を進める必要があります。

財政運営効率化に向け、一般財源による支出については優先順位を明確にし、重点的配分を行う必要があります。

#### 【施策の体系】

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 自治体経営の推進 | (1) 健全な財政基盤の確保      |
|          | (2) 効果的・効率的な財政運営の推進 |
|          | (3) 広域行政の推進         |
|          | (4) 行財政改革の推進        |
|          | (5) 人材の育成           |
|          | (6) 自治体 DX の推進      |

#### (1) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上等に努め、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開します。

村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづくりに取り組み、健全で開かれた村政の運営に努めます。

| 内容（具体策）               |
|-----------------------|
| ●経費全般の見直し節減合理化        |
| ●課税対象の的確な把握収納率の向上     |
| ●国・県等の交付金制度事業の積極的な活用  |
| ●計画の進捗や成果を確認できる仕組みづくり |
| ●自立性の高い自治体経営の確立       |

- 事務・権限増大による厳しい財政運営への対応
- PDCA を徹底し、効率的な事業の見極めの実施

## (2) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念のもと、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を目指します。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●財政状況の分析・公表</li> <li>●各種補助金や民間資金の活用</li> <li>●村税収納率の向上</li> <li>●環境協力税の見直し</li> <li>●使用料・手数料等、適正な徴収による公平性の確保</li> <li>●ふるさと納税の強化による自主財源の確保</li> <li>●企業版ふるさと納税の強化</li> </ul> |

## (3) 広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。

| 内容（具体策）                                                            |
|--------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域施策共同事業の効率的な推進</li> </ul> |

## (4) 行財政改革の推進

自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するとともに、事務事業のさらなる見直しを行い、補助金や使用料・手数料等の見直し、民間委託等を推進します。

また、時代に即した組織・機構への再編を適宜行います。

さらに、定員管理及び給与の適正化を進めます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務事業の成果検証の実施、優先順位の明確化・整理統合の実施</li> <li>●基礎的行政サービスを継続して提供</li> <li>●事務事業の見直し、補助金や使用料・手数料等の見直し、民間委託等の推進</li> <li>●指定管理者制度等の民間活力の導入による住民サービスの向上と行政運営の効率化</li> </ul> |



- 定員管理・給与の適正化
- 少子高齢化社会が進む現状における、自治体 DX の取り組み
- 必要な職員確保及び資質の向上
- 事務分掌の見直しを含めた組織改革
- 民間活力の導入（イベント開催時）
- 行財政改革に関する指針の策定
- SDGs への取り組みの推進

#### (5) 人材の育成

職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

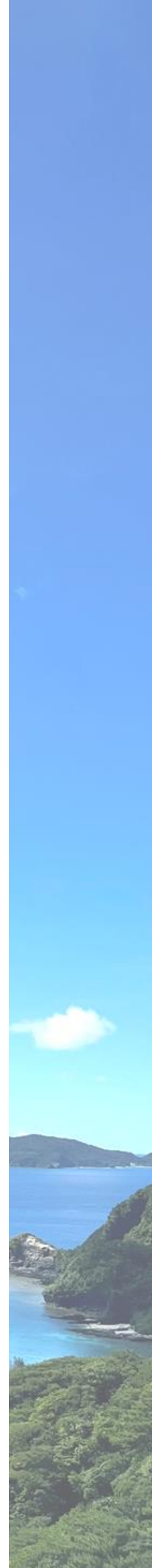
| 内容（具体策）                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実</li> <li>●地方分権時代の担い手にふさわしい人材育成の推進</li> <li>●職員の資質の向上への取り組みの推進</li> </ul> |

#### (6) 自治体 DX の推進

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進に向け、自治体 DX を推進します。

今後は、自治体 DX を進める観点から、費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続き等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して職員の業務効率化を図り、施策等新たな取組に注力できる環境を整えます。

| 内容（具体策）                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体 DX の推進による住民サービスの向上</li> <li>●行政手続きのオンライン化</li> <li>●デジタル化による庁内業務の効率化</li> <li>●既存の各種システムの維持・充実</li> <li>●システムの全体最適化</li> <li>●議会事務の電子化の推進</li> </ul> |



本調査では、住民アンケート、職員アンケート、住民へのヒアリングやワークショップ、子育て世代ワークショップ、中学生ワークショップを実施して、広い世代や様々な方からむらづくりに対するご意見をお聞きしました。

|    | 実施項目                        | 年月日                     |
|----|-----------------------------|-------------------------|
| 1  | 住民アンケート                     | 令和3年9月1日<br>～令和3年9月19日  |
| 2  | 職員アンケート                     | 令和3年9月 日<br>～令和3年9月 日   |
| 3  | 住民ヒアリング                     | 令和3年9月30日               |
| 4  | 住民ヒアリング                     | 令和3年10月4日               |
| 5  | 第1回村民ワークショップ【マリンビレッジ(渡嘉志久)】 | 令和3年11月29日              |
| 6  | 第1回村民ワークショップ【阿波連生活館(阿波連)】   | 令和3年11月29日              |
| 7  | 第1回村民ワークショップ【村中央公民館(渡嘉敷)】   | 令和3年11月30日              |
| 8  | 第1回子育て世代ワークショップ【ティータイム】     | 令和3年12月7日               |
| 9  | 中学生ワークショップ【渡嘉敷中学校】          | 令和3年12月16日              |
| 10 | 第2回子育て世代ワークショップ【ティータイム】     | 令和3年12月20日              |
| 11 | 第2回村民ワークショップ【阿波連生活館(阿波連)】   | 令和3年12月20日              |
| 12 | 第2回村民ワークショップ【村中央公民館(渡嘉敷)】   | 令和3年12月21日              |
| 13 | 第3回村民ワークショップ【阿波連生活館(阿波連)】   | 令和4年3月2日                |
| 14 | 第3回村民ワークショップ【村中央公民館(渡嘉敷)】   | 令和4年3月3日                |
| 15 | 住民ワークショップ報告会                | 令和4年3月17日               |
| 16 | 庁内説明会                       | 令和4年3月18日               |
| 17 | 第1回策定部会                     | 令和4年7月28・29日            |
| 18 | 第2回策定部会                     | 令和4年8月30日、<br>9月21・22日  |
| 19 | 第3回策定部会                     | 令和4年11月7日               |
| 20 | 第1回策定委員会                    | 令和4年11月16日              |
| 21 | 各課ヒアリング                     | 令和4年11月24・25日           |
| 22 | 第1回審議会                      | 令和4年12月21日              |
| 23 | パブリックコメント                   | 令和5年1月10日<br>～令和5年1月26日 |
| 24 | 第2回策定委員会                    |                         |
| 25 | 第2回審議会                      |                         |

